

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2024年 6 月25日 提出
【発行者名】	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 牛窪 克彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区九段南一丁目 6 番 5 号
【事務連絡者氏名】	田原 輝行
【電話番号】	03-5210-8500
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	N Z A M ・ ベー タ 先進国株式
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	発行価額の総額 上限 1 兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

NZAM・ベータ 先進国株式

（以下「ファンド」という場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（振替内国投資信託受益権）

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の依頼により、信用格付業者（金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（金融商品取引法第2条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額[※]とします。

※ 基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した1口当りの価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示する場合があります。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社^{（注）}に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

（注）委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を総称してまたはそれぞれを「販売会社」ということがあります。（以下同じ。）

なお、販売会社と販売会社以外の第一種金融商品取引業者および登録金融機関が取次契約を結ぶことにより、当ファンドの申し込みを販売会社に取り次ぐ場合があります。

（５）【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

（６）【申込単位】

販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

（７）【申込期間】

2024年6月26日から2024年12月25日までとします。（継続申込期間）

※ 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所（販売会社）については下記の照会先までお問い合わせください。

■照会先

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前９時から午後５時まで）
<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込代金[※]を販売会社の指定する日までに販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に販売会社により委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の指定する口座を經由して、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

※ 「申込代金」とは、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に販売会社が個別に定める申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。

（１０）【払込取扱場所】

上記「（８）申込取扱場所」に同じです。

受益権の取得申込者は、申込代金を販売会社において支払うものとします。

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）と連動する投資成果を目指して運用を行います。

一般社団法人 投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下のとおりです。

（当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ<<https://www.toushin.or.jp/>>をご覧ください。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信 追加型投信	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	インデックス型 特殊型

商品分類定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

属性区分表

（当ファンドは、ファミリーファンド方式の為、商品分類（表紙）と属性区分における投資対象資産は異なります。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券： 株式（一般）） 資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （ ）	グローバル （除く日本） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド ・オブ・ ファンズ	あり （ ） なし	日経225 TOPIX その他 （MSCIコクサイ・インデックス （配当込み、当社 円換算ベース））

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分定義

その他資産	組入れている資産を記載するものとする。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル（除く日本）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
その他（MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース））	目論見書又は投資信託約款において、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

<信託金の限度額>

委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。（信託の目的、金額および信託金の限度額（約款第3条））

＜ファンドの特色＞

ファンドの目的

MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）の値動きに連動する投資成果を目指します。

ファンドの特色

日本を除く先進国の株式を主要投資対象とし、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

- MSCIコクサイ・インデックスとは、日本を除く先進国の株価動向を示す代表的なインデックスです。日本を除く世界の主要先進国の大・中型株を構成銘柄の対象に算出される株価指数です。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

＜運用プロセスのイメージ図＞



※上記プロセスは変更となる場合があります。

■ 基準価額の値動きに関する留意点

当ファンドは、基準価額が対象インデックス（ベンチマーク）に連動する投資成果を目指しますが、主として信託報酬、取引コスト、対象インデックスの市場と先物市場の値動きの差等の要因から、対象インデックスの動きと完全に一致するものではありません。

■ 指数の著作権等について

このレポートには、MSCI Inc.、その関連会社、または情報プロバイダー（以下、総称して「MSCI関係者」といいます。）から提供された情報（以下、総称して「情報」といいます。）が含まれており、スコア、評価、その他の指標の計算等に使用されている可能性があります。情報は、内部使用のみを目的としており、いかなる形式においても複製/再配布は認められません。また、金融商品、製品、インデックスの基礎または構成要素としての使用は認められません。MSCI当事者は、このレポートのいかなるデータまたは情報のオリジナル性、正確性および完全性を保証するものではなく、商品性および特定目的への適合性を含め、明示的または黙示的なすべての保証を明示的に否認します。情報は、投資に関する助言または投資判断を行うための推奨（または行わない）を目的とするものではなく、そのようなものに依拠することはできず、また、将来のパフォーマンス、分析、予測または予測の指標または保証として解釈することもできません。MSCI関係者は、このレポートに含まれる情報やデータの、またはそれに関連する過誤、省略等に対して、責任を負いません。また、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性が通知された場合について、いかなる場合でも、一切の責任を負いません。

※ファンドは、先進国株式インデックス・マザーファンドを通じて投資を行います。

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、マザーファンドへの投資を通じて、実質的に日本を除く先進国の株式に投資を行います。ファミリーファンド方式とは、複数の投資信託の資金をまとめて「マザーファンド（親投資信託）」と呼ばれる投資信託に投資し、マザーファンドが株や債券などの資産に投資する仕組みのことです。一般の投資家は「ベビーファンド」と呼ばれるファンドを購入し、ベビーファンドはマザーファンドに対して投資を行います。



※株式には DR（預託証券）を含みます。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

分配方針

毎年3月25日（休日の場合は翌営業日）に経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額を分配対象額とし、分配金額は、原則として委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※なお、当ファンドは信託財産の成長を優先するため、収益の分配を行わない場合があります。

資金動向・市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【ファンドの沿革】

2023年3月6日 有価証券届出書の提出

2023年3月22日 募集開始日

2023年3月28日 信託契約締結日、ファンドの設定、運用開始日

2【投資方針】

（1）【投資方針】

a. 基本方針（運用の基本方針）※

この投資信託は、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）と連動する投資成果を目指して運用を行います。

※ 「運用の基本方針」および「約款第〇条」とは、信託約款の条項等と対応しております。（以下同じ。）

b. 運用方法

① 投資対象

先進国株式インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

② 投資態度

（イ）MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）をベンチマークとし、先進国株式インデックス・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を除く先進国の株式（DR（預託証券）を含みます。）等を実質的に投資することにより、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

（ロ）マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位に保ちます。

（ハ）ベンチマークとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が投資信託財産の純資産総額を超える場合があります。

（ニ）実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

（ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

① 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

② 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

b. 運用の指図範囲等（約款第16条第1項から第3項）

① 委託者は、信託金を、主として農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された先進国株式インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

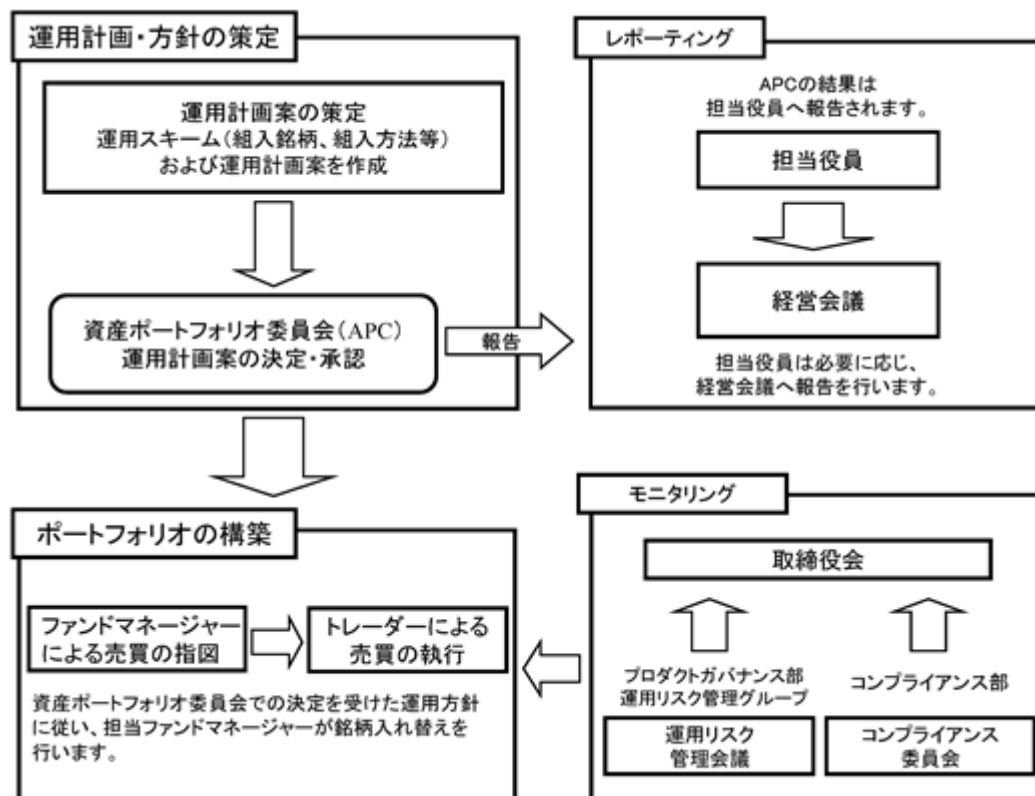
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. 資産の流動化に関する法律に規定する受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号（上記1. から上記12. ）の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 23. 外国の者に対する権利で第22号（上記22. ）の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号（上記1. ）の証券または証書、第13号ならびに第18号（上記13. ならびに上記18. ）の証券または証書のうち第1号（上記1. ）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号（上記2. から上記6. ）までの証券、第15号（上記15. ）の証券のうち投資法人債券、および第13号ならびに第18号（上記13. ならびに上記18. ）の証券または証書のうち第2号から第6号（上記2. から上記6. ）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号（上記14. ）および第15号（上記15. ）の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、第1項（上記①）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号（上記5. ）の権利の性質を有するもの
 - ③ 第1項（上記①）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を第2項（上記②）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

１．運用体制

NZAM・ベータ 先進国株式は、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。



＜資産ポートフォリオ委員会（APC）＞

原則月１回以上開催し、ファンドの運用計画を決定（承認）します。

２．ファンドの運用に携わる人員等

部署	人員
運用部	100名程度 （うち 投資判断に携わる者 80名程度）
トレーディング部	10名程度
コンプライアンス部	10名程度
プロダクトガバナンス部 運用リスク管理グループ	5名程度

３．ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社について、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等を実施します。

※ 運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

ａ．収益分配方針（運用の基本方針 ３．収益分配方針）

毎決算時（原則として毎年３月25日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

③ 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

※ なお、当ファンドは信託財産の成長を優先するため、収益の分配を行わない場合があります。

b. 収益の分配方式（約款第40条）

① 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

c. 収益分配金の再投資等

① 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者および販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに、支払いを開始するものとします。

② 「分配金再投資コース」をお申し込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（5）【投資制限】

a. 株式への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

b. 外貨建資産への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

c. 外国為替予約取引への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

d. デリバティブ取引への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

e. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第16条第4項および6項）

委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

f. 投資信託証券への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第16条第5項および6項）

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

g. 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限（運用の基本方針 2.運用方法（3）投資制限、約款第20条）

- ① 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち、投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち、投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 前各項（上記①②）において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

h. 先物取引等の運用指図（運用の基本方針 2.運用方法（3）投資制限、約款第22条）

- ① 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

i. スワップ取引の運用指図（運用の基本方針 2.運用方法（3）投資制限、約款第23条）

- ① 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 前項（上記③）において、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。
- j. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図（運用の基本方針 2.運用方法（3）投資制限、約款第24条）**
- ① 委託者は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。
- k. デリバティブ取引等に係る投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）**
- デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- l. 信用リスク集中回避のための投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）**
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- m. 投資する株式等の範囲（約款第19条）**
- ① 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 第1項（上記①）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- n. 信用取引の指図および範囲（約款第21条）**
- ① 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 第1項（上記①）の信用取引の指図は、次の各号（下記1. から下記6. ）に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号（下記1. から下記6. ）に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券

6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（第5号（上記5.）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

o. 有価証券の貸付の指図および範囲（約款第25条）

- ① 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号（下記1. 2.）の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号（上記①1. 上記①2.）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

p. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第26条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

q. 外国為替予約の指図および範囲（約款第27条）

- ① 委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ② 第1項（上記①）の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 第2項（上記②）の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

r. 一部解約の請求および有価証券売却等の指図（約款第31条）

委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

s. 再投資の指図（約款第32条）

委託者は、前条（上記r.）の規定によるマザーファンドの受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

t. 資金の借入れ（約款第33条）

- ① 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 第1項（上記①）の一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

u. デリバティブ取引に係る制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないこととなっております。

v. 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条及び同法施行規則第20条）

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないこととなっております。

(参考)

「先進国株式インデックス・マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第14条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）と連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く先進国の株式（DR（預託証券）を含みます。）等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）をベンチマークとし、主として日本を除く先進国の株式（DR（預託証券）を含みます。）等に投資することにより、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② 株式（DR（預託証券）を含みます。）等への投資割合は、原則として高位に保ちます。
- ③ ベンチマークとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の投資比率が投資信託財産の純資産総額を超える場合があります。
- ④ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ④ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑤ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑥ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨ 有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。
- ⑩ スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。
- ⑪ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第21条の範囲で行います。
- ⑫ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑬ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に株式など値動きのある証券（外貨建証券は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**受益者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は、預貯金と異なります。**

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

① 株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。ファンドに組入れている株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合は、その企業の株式の価格が大きく下落しあるいは無価値となるため、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

② 為替変動リスク

一般に、外貨建資産は当該通貨の円に対する外国為替相場の変動（円高・円安）の影響を受け、その円換算した価値も変動します。外国為替相場が外貨建資産の当該通貨に対して円高となった場合には、ファンドに組入れている外貨建資産の円換算した価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、外国為替相場は外国為替市場の需給、世界各国の投資環境・金利動向のほか各国政府・中央銀行の介入・通貨政策等によって短期間に大きく変動することもありますので、当該通貨に対して極端に円高が進行する場合には、ファンドの基準価額も大きく下落することがあります。

③ 乖離リスク

当ファンドは、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）との連動性をより高めるよう運用を行います。主として次の要因により当該指数の動きと乖離が生じます。

イ. 株式売買委託手数料、信託報酬等を負担することによる影響

ロ. 株式等の売買執行価格と取引所終値との乖離による影響

ハ. 株価指数先物取引等を活用した場合、当該先物取引等の価格と当該指数との乖離による影響

ニ. 当該指数との構成銘柄が異なることによる影響

ホ. 株式配当金の受取による影響

④ カントリーリスク

一般に、外国証券（債券・株式等）は当該国・地域の政治・経済・社会情勢、通貨規制、資本規制等による影響を受けます。当該国・地域の政治・経済・社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合には、ファンドに組入れている外国証券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、一般に新興経済国・発展途上国のカントリーリスクは先進国と比べて高いものとなります。

⑤ 流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てするためにファンドで保有する有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量の状況によっては、当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（2）その他の留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
 - 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご注意ください。
 - ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
 - M S C I コクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）が上昇する場合に基準価額も連動して同程度上昇することを目指していますが、その反面、当該指数が下落する場合には基準価額も連動して同程度下落することとなります。
たとえば、当該指数が10%上昇する場合に基準価額も10%程度上昇し、逆に当該指数が10%下落する場合に基準価額も10%程度下落するような運用を行います。
 - 実質的な株式の組入比率を高位に保つとともに、原則として為替ヘッジ[※]を行わないことから、基準価額は大きく変動することもあります。
 - 当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。
- ※ 「為替ヘッジ」とは、「為替変動リスク」を軽減するために行う外国為替取引を意味します。

（3）投資リスクに対する管理体制

① フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

② ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（プロダクトガバナンス部運用リスク管理グループ）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、受益者の負託に応える適正な運用プロセスを構築しています。委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的には、信託財産の運用者として、適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとする各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理、および組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証・報告しています。また、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールに従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会においてこれらの遵守状況を報告・審議しています。

〔運用リスク管理会議〕

原則として月1回開催し、運用リスクや運用パフォーマンスの状況ならびに、コンプライアンス委員会において報告される事項を除く、法令、協会ルール、信託約款、契約細則等の遵守状況の検証および、運用計画と実績の検証結果について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

〔コンプライアンス委員会〕

原則として年4回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況など運用の適切性確保に関することについて報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

※ 投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

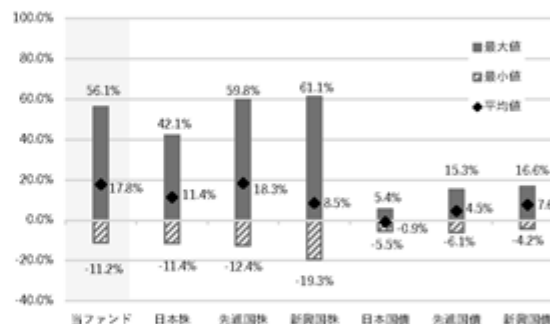
当ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移

*2019年5月～2024年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移について表示したものです。

なお、2024年2月までは、ベンチマークの騰落率を表示しております。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

*2019年5月～2024年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

なお、2024年2月までの年間騰落率については、当ファンドのベンチマークを用いて算出しております。

*すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*各資産クラスの指数

日本株：配当込みTOPIX

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス（税引前配当込み、円ベース）

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：FTSE 新興国市場国債インデックス（円ベース）

〔注〕海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- 配当込みTOPIXの指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
- 「NOMURA-BPI 国債」は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産権は同社に帰属します。なお、同社は、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- 「MSCI コクサイ・インデックス」、「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc. が開発した株価指数で、同指数に対する著作権及びその他知的財産権はすべて MSCI Inc. に帰属します。
- 「FTSE 世界国債インデックス（除く日本）」、「FTSE 新興国市場国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬等の額および支弁の方法

- ① 委託者および受託者の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.22%（税抜0.20%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 上記①の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は以下のとおり（税抜）とします。

（年率）

委託者	販売会社	受託者	合計
0.10%	0.08%	0.02%	0.20%

※ 信託報酬の委託者への配分は、ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等への対価です。

※ 信託報酬の販売会社への配分は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等への対価です。これらの業務に対する代行手数料は、委託者が一旦収受した後、販売会社に対して支払うものとし、また、委託者による直接募集に係る部分は販売会社配分相当額を委託者が収受します。

※ 信託報酬の受託者への配分は、運用財産の管理、委託者からの指図の実行への対価です。

（４）【その他の手数料等】

- ① 信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管時に要する費用は、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に関する租税および信託財産の財務諸表の監査に要する監査費用[※]（消費税等に相当する金額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
※ 監査法人等に支払う監査費用は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年率0.0033%（税抜0.003%））を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- ④ その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、監査費用を除き、事前に料率、上限額等を表示することができません。

（１）から（４）の手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

① 個人の受益者に対する課税

○収益分配金に対する課税

公募株式投資信託の分配金（普通分配金のみ）については、税率20.315%（所得税15.315%[※]、地方税5%）が適用されます。（原則として確定申告不要です。）

確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

○一部解約時・償還時における課税

公募株式投資信託の一部解約・償還による譲渡益（解約価額、償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当分を含みます。）を控除した差益額）については、税率20.315%（所得税15.315%※、地方税5%）が適用されます。（源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。）

※ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

○損益通算について

一部解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

○少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度の適用対象となります。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」及び「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人の受益者に対する課税

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%※、地方税の源泉徴収はありません。）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

※ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。なお、税額控除が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

<個別元本について>

- ① 追加型株式投資信託について、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われることがあります。
- ④ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>をご参照ください。）

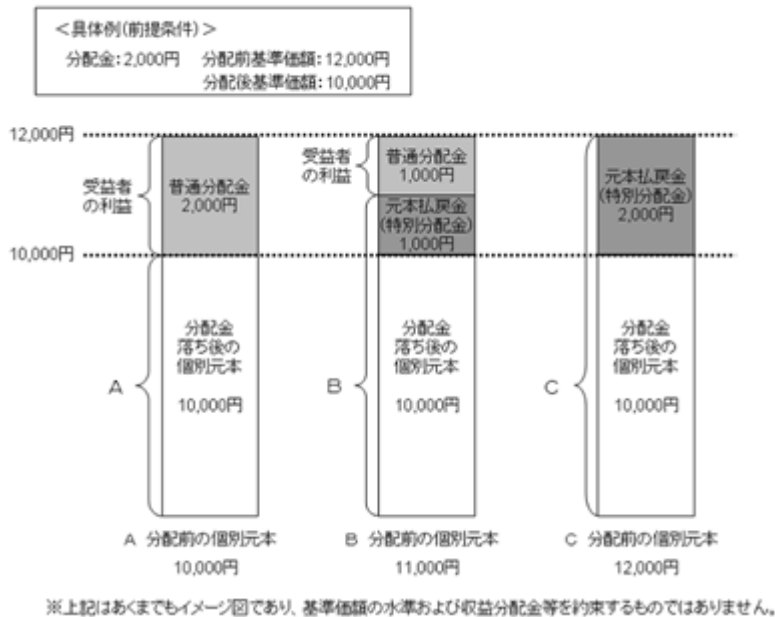
<収益分配金の課税について>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回る場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回る場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した残額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜収益分配時の個別元本のイメージ図＞



（注意）

- 当ファンドは、一定の条件に該当する場合の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）の対象とはなっていません。
- 販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。
- 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- 法人受益者に対する課税方法、税額控除に関する事項は法人の形態により異なることもありますので、販売会社に確認のうえ処理してください。
- 税制が改正された場合等には、上記の内容（2024年4月30日現在）が変更となることがあります。詳しくは、販売会社、税務署等へお問い合わせください。
- 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■ 参考情報：ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成の対象期間（2023年3月28日～2024年3月25日）における当ファンドの総経費率（年率換算）は以下の通りです。

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率		②その他費用の比率	
	0.71%		0.49%	
	0.22%		0.49%	

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた額で除した総経費率（年率）です。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

2024年 4月30日現在の運用状況は、以下のとおりです。

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しております。したがって、表示の合計値が個別数値と一致しない場合もあります。

なお、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

NZAM・ベータ 先進国株式

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	4,531,017,974	99.94
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	2,737,720	0.06
合計(純資産総額)		4,533,755,694	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	先進国株式インデックス・マ ザーファンド	3,016,455,612	1.4747	4,448,367,092	1.5021	4,531,017,974	99.94

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.94
合計	99.94

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（2024年 3月25日）	4,456,883,108	4,456,883,108	14,727	14,727
2023年 4月末日	3,207,348,330	—	10,663	—
5月末日	3,360,965,622	—	11,154	—
6月末日	3,616,723,420	—	12,002	—
7月末日	3,669,721,448	—	12,163	—
8月末日	3,733,106,733	—	12,369	—
9月末日	3,644,173,228	—	12,070	—
10月末日	3,522,670,629	—	11,664	—
11月末日	3,796,189,460	—	12,569	—
12月末日	3,862,313,656	—	12,783	—
2024年 1月末日	4,095,999,140	—	13,558	—
2月末日	4,297,146,443	—	14,205	—
3月末日	4,475,316,269	—	14,788	—
4月末日	4,533,755,694	—	14,981	—

②【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1計算期間末	2023年 3月28日～2024年 3月25日	0

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間末	2023年 3月28日～2024年 3月25日	47.3

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間末	2023年 3月28日～2024年 3月25日	3,038,161,886	11,898,469	3,026,263,417

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

先進国株式インデックス・マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	3,207,468,358	69.14
	カナダ	151,160,893	3.26
	パナマ	1,156,087	0.02
	ドイツ	106,807,083	2.30
	イタリア	25,690,265	0.55
	フランス	137,304,463	2.96
	オランダ	89,485,727	1.93
	スペイン	32,844,879	0.71
	ベルギー	11,049,039	0.24
	オーストリア	2,318,929	0.05
	ルクセンブルグ	2,233,544	0.05
	フィンランド	12,581,043	0.27
	アイルランド	81,342,627	1.75
	ポルトガル	2,100,667	0.05
	イギリス	173,921,127	3.75
	スイス	129,843,481	2.80
	スウェーデン	37,999,344	0.82
	ノルウェー	7,357,369	0.16
	デンマーク	44,791,069	0.97
	ケイマン諸島	6,349,467	0.14
	リベリア	2,429,263	0.05
	オーストラリア	82,256,641	1.77
	バミューダ	5,837,819	0.13
	ニュージーランド	3,182,982	0.07
	香港	19,028,011	0.41
	シンガポール	13,449,081	0.29
	イスラエル	8,594,483	0.19
	キュラソー	5,319,802	0.11
	ジャージー	14,221,011	0.31
	マン島	498,111	0.01
	小計	4,418,622,665	95.25
投資証券	アメリカ	69,968,376	1.51
	カナダ	338,374	0.01
	フランス	1,681,163	0.04
	ベルギー	324,407	0.01
	イギリス	1,395,965	0.03
	オーストラリア	5,523,721	0.12
	香港	813,228	0.02
	シンガポール	1,453,273	0.03
	小計	81,498,507	1.76
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	138,794,065	2.99
合計(純資産総額)		4,638,915,237	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	100,945,537	2.18

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフト ウェア・ サービス	3,412	67,269.30	229,522,872	63,113.02	215,341,641	4.64
2	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロ ジー・ ハード ウェアお よび機器	7,099	27,030.73	191,891,166	27,222.14	193,250,042	4.17
3	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・ 半導体製 造装置	1,195	147,939.44	176,787,631	137,690.73	164,540,425	3.55
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り	4,495	28,064.70	126,150,839	28,392.62	127,624,844	2.75
5	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディ ア・娯楽	2,856	23,655.81	67,561,001	26,068.93	74,452,878	1.60
6	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC	メディ ア・娯楽	1,070	79,953.10	85,549,819	67,878.07	72,629,543	1.57
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディ ア・娯楽	2,490	23,812.71	59,293,655	26,343.50	65,595,339	1.41
8	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	390	120,908.70	47,154,396	115,666.67	45,110,005	0.97
9	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・ 半導体製 造装置	214	212,359.43	45,444,920	210,029.47	44,946,308	0.97
10	アメリカ	株式	JP MORGAN CHASE & CO	銀行	1,399	30,849.67	43,158,699	30,325.63	42,425,559	0.91
11	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・ 自動車部 品	1,380	26,803.22	36,988,453	30,446.44	42,016,094	0.91
12	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サー ビス	627	64,580.03	40,491,685	62,910.62	39,444,961	0.85
13	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORPORATION	エネル ギー	1,928	17,806.58	34,331,088	18,771.51	36,191,482	0.78
14	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケ ア機器・ サービス	450	76,891.98	34,601,392	76,728.80	34,527,963	0.74
15	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サー ビス	765	44,443.49	33,999,272	42,651.69	32,628,547	0.70
16	デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S- B	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	1,571	20,006.35	31,429,991	19,952.23	31,344,969	0.68
17	アメリカ	株式	MASTERCARD INCORPORATED	金融サー ビス	409	75,574.02	30,909,775	71,718.98	29,333,066	0.63
18	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用 品・パー ソナル用 品	1,140	25,364.45	28,915,477	25,364.45	28,915,477	0.62

19	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	195	152,333.52	29,705,038	142,515.32	27,790,488	0.60
20	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,165	24,355.58	28,374,258	23,036.05	26,837,007	0.58
21	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス流通・小売り	486	61,234.93	29,760,176	52,843.91	25,682,145	0.55
22	アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,227	19,432.06	23,843,143	20,415.82	25,050,220	0.54
23	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売り	214	115,290.11	24,672,085	113,961.17	24,387,691	0.53
24	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	864	24,266.15	20,965,957	26,097.17	22,547,960	0.49
25	アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	853	27,998.80	23,882,980	25,342.48	21,617,142	0.47
26	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	1,292	16,245.96	20,989,781	15,853.41	20,482,610	0.44
27	アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウェア・サービス	470	48,289.11	22,695,883	43,263.60	20,333,894	0.44
28	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	2,148	9,550.50	20,514,480	9,451.65	20,302,157	0.44
29	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	3,442	5,813.14	20,008,845	5,891.59	20,278,869	0.44
30	アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・半導体製造装置	779	28,187.08	21,957,739	25,135.37	19,580,461	0.42

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	電力・ガス	0.07
		エネルギー	4.82
		素材	3.76
		資本財	6.93
		商業・専門サービス	1.53
		運輸	1.63
		自動車・自動車部品	1.68
		耐久消費財・アパレル	1.42
		消費者サービス	1.99
		メディア・娯楽	6.32
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.79
		生活必需品流通・小売り	1.69
		食品・飲料・タバコ	3.26
		家庭用品・パーソナル用品	1.57
		ヘルスケア機器・サービス	4.10
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.60
		銀行	5.48
		金融サービス	6.50
		保険	2.96
		ソフトウェア・サービス	9.54
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.59
		電気通信サービス	1.09
		公益事業	2.53
		半導体・半導体製造装置	8.08
		不動産管理・開発	0.31
投資証券	外国	—	1.76
合計			97.01

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P MIN 2406	買建		2米ドル	529,325	83,051,093	514,700	80,756,430	1.74
	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P MIC 2406	買建		5米ドル	132,331.25	20,762,773	128,675	20,189,107	0.44

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

<参考情報>

交付目論見書の運用実績（2024年4月末現在）

2024年4月末現在

基準価額・純資産の推移



- 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

決算期／年月日	分配金
1期 2024年3月25日	0円
設定来累計	0円

- 分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

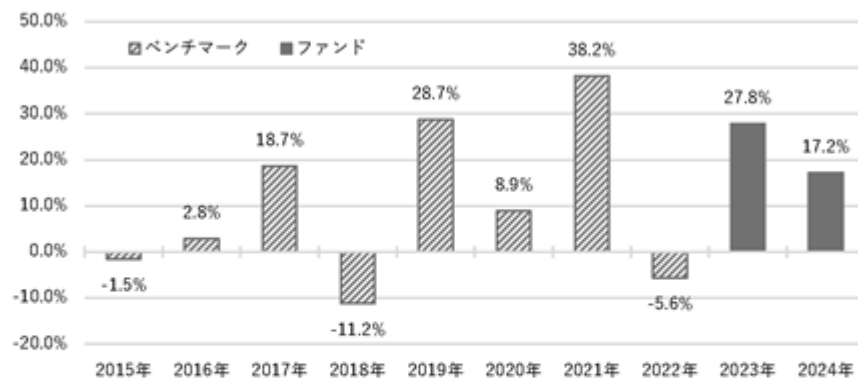
■ NZAM・ベータ 先進国株式

資産の組入比率

資産の種類	組入比率（％）
先進国株式インデックス・マザーファンド	99.9
短期資産等	0.1

- 組入比率は、各ファンドの純資産総額に対する比率です。
- 短期資産等は、コール・ローン、CP、CD、未収金、未払金等が含まれます。

年間収益率の推移



- ベンチマークは、「MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）」です。
- ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。
- 2022年以前は、ベンチマークの収益率を表示。
- 2023年は設定日（3月28日）から年末までの騰落率、2024年は年初から運用実績作成基準日までの騰落率を表示。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

（参考）マザーファンド

主要な資産の状況

■ 先進国株式インデックス・マザーファンド

組入上位銘柄

銘柄名		国名	業種	組入比率（％）
1	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	4.6
2	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.2
3	NVIDIA CORP	アメリカ	半導体・半導体製造装置	3.5
4	AMAZON.COM INC	アメリカ	一般消費財・サービス流通・小売り	2.8
5	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	1.6
6	META PLATFORMS INC	アメリカ	メディア・娯楽	1.6
7	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	メディア・娯楽	1.4
8	ELI LILLY & CO	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.0
9	BROADCOM INC	アメリカ	半導体・半導体製造装置	1.0
10	JP MORGAN CHASE & CO	アメリカ	銀行	0.9

組入上位国

上位国	組入比率（％）
1 アメリカ	70.7
2 イギリス	3.8
3 カナダ	3.3
4 フランス	3.0
5 スイス	2.8

組入上位業種

上位業種	組入比率（％）
1 ソフトウェア・サービス	9.5
2 半導体・半導体製造装置	8.1
3 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.6
4 資本財	6.9
5 金融サービス	6.5

・組入比率は、各マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われます。

※ 継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（2）取得申込

（イ）原則として、購入の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時まで^{（注）}に完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

（注）2024年11月5日以降は、「午後3時30分まで」となる予定です。

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

（ロ）委託者および販売会社は、原則としてニューヨークもしくはロンドンの証券取引所の休場日またはニューヨークもしくはロンドンの銀行の休業日には、取得申込の受け付けを行いません。申込受付不可日については、委託者または販売会社にお問い合わせください。

また、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

（ハ）取得申込の際、「分配金受取コース」もしくは「分配金再投資コース」のいずれかをお申し出ください。なお、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

（ニ）「分配金再投資コース」をご利用の場合、取得申込者は、販売会社との間で、「NZAM・ベータ 先進国株式累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）を締結します。

（ホ）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（3）申込単位

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

（4）申込手数料

申込手数料はかかりません。

（5）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

（1）一部解約申込

（イ）受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が個別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

また、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ロ）原則として、換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時まで^{（注）}に完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。※

（注）2024年11月5日以降は、「午後3時30分まで」となる予定です。

一部解約の実行の請求の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

※ 信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求の場合は、別途制限を設ける場合があります。

（ハ）委託者は、原則としてニューヨークもしくはロンドンの証券取引所の休場日またはニューヨークもしくはロンドンの銀行の休業日には、一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

また、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして下記（2）に準じて計算された価額とします。

（ニ）換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（2）解約価額

解約価額は、一部解約実行の請求日の翌営業日の基準価額となります。

解約価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

（3）一部解約金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

a．基準価額の計算方法（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法（約款第8条））

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。約款第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

b．主要な投資対象資産の評価方法

ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って、以下のとおり評価しております。

資産の種類	評価方法
親投資信託 受益証券	時価により評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
株式	原則として、時価により評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所または外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）もしくは第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

c．基準価額の算出頻度等

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は日本経済新聞に掲載されます。（ファンド名の表示は「β先株」です。）

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間（約款第4条）

この信託の期間は、無期限（信託契約締結日から約款第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項および第50条第2項の規定による信託終了の日まで）とします。

（４）【計算期間】

信託の計算期間（約款第36条）

- a．この信託の計算期間は、毎年3月26日から翌年3月25日までとすることを原則とします。
ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2024年3月25日までとします。

- b. 上記 a. の規定にかかわらず、上記 a. の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

a. 信託期間の終了

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

（イ）信託契約の解約（約款第46条）

- ① 委託者は、約款第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、第1項（上記①）の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項（上記②）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使用することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項（上記②）の書面決議は議決権を行使用することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項（上記②から上記④）までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合、または委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令（約款第47条第1項）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

（ハ）委託者の登録取り消し等に伴う取り扱い（約款第48条）

- ① 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 第1項（上記①）の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第51条第2項の書面決議において否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（ニ）受託者の辞任および解任に伴う取り扱い（約款第50条）

- ① 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第51条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 約款の変更

約款の変更は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

(イ) 信託契約に関する監督官庁の命令（約款第47条第2項）

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第51条の規定に従います。

(ロ) 信託約款の変更等（約款第51条）

- ① 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ② 委託者は、前項（上記①）の事項（上記①の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項（上記②）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項（上記②）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項（上記②から上記⑤）までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項（上記①から上記⑥）の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

c. その他の契約の変更

＜募集・販売の取扱い等に関する契約＞

委託者と販売会社（取次登録金融機関は除きます。）との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対して通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

d. 運用報告書等

＜運用報告書＞

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき当該信託財産の計算期間の末日毎に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。

運用報告書（全体版）は、委託者のホームページで閲覧できます。なお、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

<有価証券報告書および半期報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書および同法第24条の5第1項の規定に基づき半期報告書を作成し、関東財務局に提出します。

<臨時報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条の5第4項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務局に提出します。

e. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い（約款第49条）

- ① 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 公告（約款第55条）

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

g. 信託約款に関する疑義の取り扱い（約款第57条）

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

h. 信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載にしたがい、以下の権利を有するものとします。

（イ）収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

- ① 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日）までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者および販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始するものとします。
- ② 収益分配金の支払い[※]は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ③ 上記①の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、約款第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ④ 委託者は上記①の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者に帰属する受益権にかかる収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権にかかる収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みに応じたものとします。当該取得申込により増加した受益権は、約款第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ⑤ 上記③および④に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(ロ) 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

- ① 償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日）までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとし、なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ② 償還金の支払い[※]は、販売会社の営業所等において行うものとし、
- ③ 受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者より交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(ハ) 買戻し（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が個別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。（注）

（注）金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

- ① 一部解約金は、約款第45条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ② 一部解約金の支払い[※]は、販売会社の営業所等において行うものとし、

(二) 反対受益者の受益権買取請求の不適用（約款第52条）

この信託は、受益者が約款第45条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、約款第46条に規定する信託契約の解約または前条（約款51条）に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(ホ) 投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権（投資信託及び投資法人に関する法律第15条第2項）

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

※ 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については約款第42条第2項に規定する支払開始日までに、一部解約金については約款第42条第3項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。受託者は、委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責（約款第41条））

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（2023年 3月28日から2024年 3月25日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

N Z A M ・ ベー タ 先進国株式

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

第1期 2024年 3月25日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	3,780,755
親投資信託受益証券	4,453,169,252
未収入金	4,365,869
未収利息	7
流動資産合計	4,461,315,883
資産合計	4,461,315,883
負債の部	
流動負債	
未払解約金	65,869
未払受託者報酬	424,613
未払委託者報酬	3,821,454
その他未払費用	120,839
流動負債合計	4,432,775
負債合計	4,432,775
純資産の部	
元本等	
元本	3,026,263,417
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,430,619,691
（分配準備積立金）	1,423,351,595
元本等合計	4,456,883,108
純資産合計	4,456,883,108
負債純資産合計	4,461,315,883

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

		第1期
		自 2023年 3月28日
		至 2024年 3月25日
営業収益		
受取利息		60
有価証券売買等損益		1,434,395,463
営業収益合計		1,434,395,523
営業費用		
支払利息		1,145
受託者報酬		806,425
委託者報酬		7,257,735
その他費用		120,899
営業費用合計		8,186,204
営業利益又は営業損失（△）		1,426,209,319
経常利益又は経常損失（△）		1,426,209,319
当期純利益又は当期純損失（△）		1,426,209,319
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		2,857,724
期首剰余金又は期首欠損金（△）		-
剰余金増加額又は欠損金減少額		7,279,879
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		7,279,879
剰余金減少額又は欠損金増加額		11,783
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		11,783
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-
分配金		-
期末剰余金又は期末欠損金（△）		1,430,619,691

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第1期 (2024年 3月25日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第1期 2024年 3月25日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	3,000,000,000円
期中追加設定元本額	38,161,886円
期中一部解約元本額	11,898,469円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	3,026,263,417口
3. 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.4727円 (14,727円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1期 自 2023年 3月28日 至 2024年 3月25日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（58,852,054円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,364,499,541円）、信託約款に規定される収益調整金（7,268,096円）及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は1,430,619,691円（一万口当たり4,727.35円）ですが、基準価額水準、市況動向等を勘案し分配は行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自 2023年 3月28日 至 2024年 3月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、価格変動リスク等に晒されています。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 2024年 3月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

第1期(自 2023年 3月28日 至 2024年 3月25日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,435,523,434
合計	1,435,523,434

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	先進国株式インデックス・マザーファンド	3,016,439,242	4,453,169,252	
合計		3,016,439,242	4,453,169,252	

(注1)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「先進国株式インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「先進国株式インデックス・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

	2024年 3月25日現在
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	81,080,865
コール・ローン	20,946,253
株式	4,347,282,536
投資証券	82,383,455
派生商品評価勘定	1,907,071
未収入金	33,914
未収配当金	6,847,133
未収利息	41
差入委託証拠金	18,663,622
流動資産合計	4,559,144,890
資産合計	4,559,144,890
負債の部	
流動負債	
未払金	93
未払解約金	4,646,469
流動負債合計	4,646,562
負債合計	4,646,562
純資産の部	
元本等	
元本	3,085,122,671
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,469,375,657
元本等合計	4,554,498,328
純資産合計	4,554,498,328
負債純資産合計	4,559,144,890

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。 為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
5.その他	外貨建取引等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2024年 3月25日現在)	
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	

（貸借対照表に関する注記）

項目		2024年 3月25日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況	
	本書における開示対象ファンドの期首	2023年 3月28日
	同期首元本額	3,001,394,000円
	同期中追加設定元本額	116,204,426円
	同期中一部解約元本額	32,475,755円
	元本の内訳	
	N Z A M ・ ベー タ 先進国株式	3,016,439,242円
	N Z A M ・ ベー タ 先進国 2 資産（株式＋R E I T）	68,683,429円
	合計	3,085,122,671円
2.	本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における受益権の総数	3,085,122,671口
3.	一口当たり純資産額	1.4763円
	(一万口当たり純資産額)	(14,763円)

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年 3月28日 至 2024年 3月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、価格変動リスク等に晒されています。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年 3月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 先物取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

（自 2023年 3月28日 至 2024年 3月25日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	919,802,782
投資証券	5,965,424
合計	925,768,208

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（株式関連）

（2024年 3月25日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	98,287,534	—	100,194,605	1,907,071
合計		98,287,534	—	100,194,605	1,907,071

（注）時価の算定方法

- 先物取引の時価評価については、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
- 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 契約額等には手数料相当額は含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	3M CO	267	106.78	28,510.26	
	ABBOTT LABORATORIES	841	110.57	92,989.37	
	ABBVIE INC	853	178.45	152,217.85	
	ACCENTURE PLC-CL A	305	337.50	102,937.50	
	ADOBE INC	219	499.52	109,394.88	
	ADVANCED MICRO DEVICES	779	179.65	139,947.35	
	AECOM	62	97.61	6,051.82	
	AERCAP HOLDINGS NV	96	86.51	8,304.96	
	AES CORP	324	16.24	5,261.76	
	AFLAC INC	278	84.16	23,396.48	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	139	147.45	20,495.55	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	104	236.71	24,617.84	
	AIRBNB INC-CLASS A	211	167.86	35,418.46	
	AKAMAI TECHNOLOGIES INC	74	108.97	8,063.78	
	ALBEMARLE CORP	55	120.86	6,647.30	
	ALBERTSONS COS INC - CLASS A	166	20.90	3,469.40	
	ALIGN TECHNOLOGY INC	35	319.42	11,179.70	
	ALLEGION PLC	41	134.12	5,498.92	
	ALLIANT ENERGY CORP	118	48.67	5,743.06	
	ALLSTATE CORP	125	165.25	20,656.25	
	ALLY FINANCIAL INC	128	39.29	5,029.12	
	ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	58	146.51	8,497.58	
	ALPHABET INC-CL A	2,856	150.77	430,599.12	
	ALPHABET INC-CL C	2,490	151.77	377,907.30	
	ALTRIA GROUP INC	863	42.98	37,091.74	
	AMAZON.COM INC	4,495	178.87	804,020.65	
	AMCOR PLC	696	9.23	6,424.08	
	AMEREN CORPORATION	122	71.68	8,744.96	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	249	82.95	20,654.55	
	AMERICAN EXPRESS CO	282	225.96	63,720.72	
	AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	34	131.17	4,459.78	
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	349	76.38	26,656.62	
	AMERICAN WATER WORKS CO INC	91	117.75	10,715.25	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	50	430.16	21,508.00	
	AMETEK INC	108	183.15	19,780.20	
	AMGEN INC	258	276.17	71,251.86	

AMPHENOL CORP-CL A	288	114.42	32,952.96
ANALOG DEVICES INC	239	193.51	46,248.89
ANSYS INC	41	349.24	14,318.84
AON PLC	97	326.79	31,698.63
APA CORP	151	33.46	5,052.46
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	188	112.58	21,165.04
APPLE INC	7,099	172.28	1,223,015.72
APPLIED MATERIALS INC	404	210.25	84,941.00
APPLOVIN CORP-CLASS A	77	71.23	5,484.71
APTIV PLC	137	78.72	10,784.64
ARCH CAPITAL GROUP	180	90.68	16,322.40
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	258	62.00	15,996.00
ARES MANAGEMENT CORP - A	73	133.87	9,772.51
ARISTA NETWORKS INC	123	306.42	37,689.66
ARTHUR J GALLAGHER & CO	99	246.53	24,406.47
ASPEN TECHNOLOGY INC	14	200.75	2,810.50
ASSURANT INC	25	179.68	4,492.00
AT&T INC	3,456	16.98	58,682.88
ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	70	192.53	13,477.10
ATMOS ENERGY CORP	66	116.57	7,693.62
AUTODESK INC	101	262.86	26,548.86
AUTOMATIC DATA PROCESSING	195	247.61	48,283.95
AUTOZONE INC	9	3,239.32	29,153.88
AVANTOR INC	327	26.07	8,524.89
AVERY DENNISON CORP	38	215.58	8,192.04
AXON ENTERPRISE INC	32	316.32	10,122.24
BAKER HUGHES CO	490	33.44	16,385.60
BALL CORP	148	66.22	9,800.56
BANK OF AMERICA CORP	3,442	37.05	127,526.10
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	367	56.47	20,724.49
BATH & BODY WORKS INC	107	46.75	5,002.25
BAXTER INTERNATIONAL INC	245	41.94	10,275.30
BECTON DICKINSON & CO	133	246.25	32,751.25
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	106	51.86	5,497.16
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	627	411.60	258,073.20
BEST BUY CO INC	95	81.66	7,757.70
BILL HOLDINGS INC	45	68.05	3,062.25
BIOGEN INC	68	218.10	14,830.80
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	87	85.13	7,406.31
BIO-RAD LABORATORIES-A	10	350.46	3,504.60
BIO-TECHNE CORP	74	71.50	5,291.00

BLACKROCK INC	71	824.83	58,562.93
BLACKSTONE INC	342	127.86	43,728.12
BLOCK INC	263	80.77	21,242.51
BOEING CO	276	188.85	52,122.60
BOOKING HOLDINGS INC	18	3,624.73	65,245.14
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	62	147.61	9,151.82
BORGWARNER INC	110	33.20	3,652.00
BOSTON SCIENTIFIC CORP	708	67.62	47,874.96
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	983	51.93	51,047.19
BROADCOM INC	214	1,353.47	289,642.58
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS	55	203.51	11,193.05
BROWN & BROWN INC	113	86.00	9,718.00
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	146	50.90	7,431.40
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	65	210.54	13,685.10
BUNGE GLOBAL SA	70	99.22	6,945.40
BURLINGTON STORES INC	31	226.67	7,026.77
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	55	74.47	4,095.85
CADENCE DESIGN SYS INC	129	322.74	41,633.46
CAESARS ENTERTAINMENT INC	101	41.31	4,172.31
CAMPBELL SOUP CO	92	43.55	4,006.60
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	185	141.16	26,114.60
CARDINAL HEALTH INC	123	111.01	13,654.23
CARLISLE COS INC	24	387.02	9,288.48
CARLYLE GROUP INC/THE	103	46.42	4,781.26
CARMAX INC	74	85.53	6,329.22
CARNIVAL CORP	487	17.08	8,317.96
CARRIER GLOBAL CORP	391	57.86	22,623.26
CATALENT INC	87	55.79	4,853.73
CATERPILLAR INC	245	358.11	87,736.95
CBOE GLOBAL MARKETS INC	50	180.92	9,046.00
CBRE GROUP INC-A	149	96.59	14,391.91
CDW CORP/DE	64	255.67	16,362.88
CELANESE CORP-SERIES A	51	165.41	8,435.91
CELSIUS HOLDINGS INC	72	92.46	6,657.12
CENCORA INC	81	242.50	19,642.50
CENTENE CORP	260	76.93	20,001.80
CENTERPOINT ENERGY INC	305	27.83	8,488.15
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	92	83.66	7,696.72
CHARLES RIVER LABORATORIES	24	272.57	6,541.68
CHARTER COMMUNICATIONS-A	51	290.60	14,820.60
CHECK POINT SOFTWARE TECH	47	165.08	7,758.76

CHENIERE ENERGY INC	115	159.72	18,367.80
CHESAPEAKE ENERGY CORP	54	86.31	4,660.74
CHEVRON CORP	864	154.66	133,626.24
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	13	2,882.04	37,466.52
CHUBB LTD	195	255.51	49,824.45
CHURCH & DWIGHT CO INC	115	104.60	12,029.00
CINCINNATI FINANCIAL CORP	76	117.42	8,923.92
CINTAS CORP	43	639.39	27,493.77
CISCO SYSTEMS INC	1,964	49.78	97,767.92
CITIGROUP INC	927	60.82	56,380.14
CITIZENS FINANCIAL GROUP	231	35.15	8,119.65
CLEVELAND-CLIFFS INC	249	21.26	5,293.74
CLOROX COMPANY	58	150.75	8,743.50
CLOUDFLARE INC - CLASS A	143	96.57	13,809.51
CME GROUP INC	169	214.50	36,250.50
CMS ENERGY CORP	136	58.97	8,019.92
CNH INDUSTRIAL NV	482	12.73	6,135.86
COCA-COLA COMPANY	1,987	60.49	120,193.63
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	97	71.32	6,918.04
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	242	71.90	17,399.80
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	78	255.51	19,929.78
COLGATE-PALMOLIVE CO	381	89.20	33,985.20
COMCAST CORP-CL A	1,941	42.74	82,958.34
CONAGRA BRANDS INC	231	28.99	6,696.69
CONFLUENT INC-CLASS A	91	30.96	2,817.36
CONOCO PHILLIPS	574	123.03	70,619.22
CONSOLIDATED EDISON INC	167	88.60	14,796.20
CONSTELLATION BRANDS INC-A	78	268.24	20,922.72
CONSTELLATION ENERGY GROUP	154	178.24	27,448.96
COOPER COS INC/THE	92	100.42	9,238.64
COPART INC	416	57.41	23,882.56
COREBRIDGE FINANCIAL INC	121	27.54	3,332.34
CORNING INC	391	32.57	12,734.87
CORTEVA INC	344	55.07	18,944.08
COSTAR GROUP INC	198	95.72	18,952.56
COSTCO WHOLESALE CORP	214	734.80	157,247.20
COTERRA ENERGY INC	363	27.29	9,906.27
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	105	327.58	34,395.90
CROWN HOLDINGS INC	56	77.55	4,342.80
CSX CORP	955	37.35	35,669.25
CUMMINS INC	66	290.34	19,162.44

CVS HEALTH CORP	620	78.48	48,657.60
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	19	268.14	5,094.66
DANAHER CORP	339	254.80	86,377.20
DARDEN RESTAURANTS INC	58	165.11	9,576.38
DARLING INGREDIENTS INC	75	45.34	3,400.50
DATADOG INC - CLASS A	132	123.02	16,238.64
DAVITA INC	25	134.11	3,352.75
DAYFORCE INC	71	69.17	4,911.07
DECKERS OUTDOOR CORP	12	922.44	11,069.28
DEERE & CO	135	398.86	53,846.10
DELL TECHNOLOGIES -C	122	112.24	13,693.28
DELTA AIR LINES INC	75	45.59	3,419.25
DEVON ENERGY CORP	309	48.37	14,946.33
DEXCOM INC	188	133.18	25,037.84
DIAMONDBACK ENERGY INC	79	194.70	15,381.30
DICK'S SPORTING GOODS INC	29	221.24	6,415.96
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	128	125.76	16,097.28
DOCUSIGN INC	94	58.27	5,477.38
DOLLAR GENERAL CORP	106	150.70	15,974.20
DOLLAR TREE INC	104	125.71	13,073.84
DOMINION ENERGY INC	404	48.32	19,521.28
DOMINO'S PIZZA INC	17	458.42	7,793.14
DOORDASH INC - A	120	137.24	16,468.80
DOVER CORP	66	176.41	11,643.06
DOW INC	342	57.68	19,726.56
DR HORTON INC	146	161.82	23,625.72
DRAFTKINGS INC-CL A	201	47.20	9,487.20
DROPBOX INC-CLASS A	129	24.35	3,141.15
DTE ENERGY COMPANY	97	108.88	10,561.36
DUKE ENERGY CORPORATION	373	94.61	35,289.53
DUPONT DE NEMOURS INC	217	75.74	16,435.58
DYNATRACE INC	132	46.33	6,115.56
EASTMAN CHEMICAL COMPANY	56	95.27	5,335.12
EATON CORP PLC	193	316.58	61,099.94
EBAY INC	255	51.42	13,112.10
ECOLAB INC	120	229.27	27,512.40
EDISON INTERNATIONAL	185	69.56	12,868.60
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	291	93.79	27,292.89
ELECTRONIC ARTS INC	130	131.70	17,121.00
ELEVANCE HEALTH INC	112	513.85	57,551.20
ELI LILLY & CO	390	770.61	300,537.90

EMERSON ELECTRIC CO	276	112.45	31,036.20	
ENPHASE ENERGY INC	64	114.61	7,335.04	
ENTEGRIS INC	70	140.76	9,853.20	
ENTERGY CORP	102	103.17	10,523.34	
EOG RESOURCES INC	283	124.84	35,329.72	
EPAM SYSTEMS INC	27	270.82	7,312.14	
EQT CORP	188	34.36	6,459.68	
EQUIFAX INC	58	264.16	15,321.28	
EQUITABLE HOLDINGS INC	174	36.39	6,331.86	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	12	400.21	4,802.52	
ESSENTIAL UTILITIES INC	117	36.63	4,285.71	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	109	143.18	15,606.62	
ETSY INC	59	67.82	4,001.38	
EVEREST GROUP LTD	18	384.17	6,915.06	
EVERGY INC	108	51.63	5,576.04	
EVERSOURCE ENERGY	164	57.89	9,493.96	
EXACT SCIENCES CORP	84	62.10	5,216.40	
EXELON CORP	481	36.70	17,652.70	
EXPEDIA GROUP INC	71	136.84	9,715.64	
EXPEDITORS INTL WASH INC	75	121.69	9,126.75	
EXXON MOBIL CORPORATION	1,928	113.49	218,808.72	
F5 INC	28	190.57	5,335.96	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	18	447.46	8,054.28	
FAIR ISAAC CORP	12	1,276.74	15,320.88	
FASTENAL CO	276	78.10	21,555.60	
FEDEX CORP	116	284.32	32,981.12	
FERGUSON PLC	98	221.27	21,684.46	
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	122	51.63	6,298.86	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION SERVICES	287	70.52	20,239.24	
FIFTH THIRD BANCORP	329	36.37	11,965.73	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	5	1,600.23	8,001.15	
FIRST SOLAR INC	45	153.31	6,898.95	
FIRSTENERGY CORP	263	38.21	10,049.23	
FISERV INC	295	156.29	46,105.55	
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	33	303.26	10,007.58	
FMC CORP	59	62.36	3,679.24	
FORD MOTOR COMPANY	1,901	12.91	24,541.91	
FORTINET INC	323	68.30	22,060.90	
FORTIVE CORP	167	85.66	14,305.22	
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	60	82.20	4,932.00	
FOX CORP CLASS A	119	30.04	3,574.76	

FOX CORP CLASS B	68	27.32	1,857.76	
FRANKLIN RESOURCES INC	141	27.37	3,859.17	
FREEMPORT-MCMORAN INC	693	45.10	31,254.30	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	28	54.19	1,517.32	
GARMIN LTD	72	147.29	10,604.88	
GARTNER INC	37	479.34	17,735.58	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	198	89.73	17,766.54	
GEN DIGITAL INC	276	22.10	6,099.60	
GENERAL DYNAMICS CORP	110	281.16	30,927.60	
GENERAL ELECTRIC CO	527	175.15	92,304.05	
GENERAL MILLS INC	279	69.10	19,278.90	
GENERAL MOTORS CO	672	43.06	28,936.32	
GENUINE PARTS CO	66	155.88	10,288.08	
GILEAD SCIENCES INC	603	72.61	43,783.83	
GLOBAL PAYMENTS INC	127	132.13	16,780.51	
GLOBAL-E ONLINE LTD	44	36.71	1,615.24	
GLOBE LIFE INC	43	115.47	4,965.21	
GODADDY INC - CLASS A	73	121.62	8,878.26	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	159	406.82	64,684.38	
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	918	3.15	2,891.70	
GRACO INC	79	94.35	7,453.65	
HALLIBURTON CO	436	38.39	16,738.04	
HARTFORD FINANCIAL	150	100.16	15,024.00	
HASBRO INC	62	54.84	3,400.08	
HCA HEALTHCARE INC	100	329.94	32,994.00	
HEICO CORP	20	193.38	3,867.60	
HEICO CORP-CLASS A	35	155.54	5,443.90	
HENRY SCHEIN INC	64	73.12	4,679.68	
HERSHEY CO/THE	69	197.99	13,661.31	
HESS CORP	130	149.63	19,451.90	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	625	17.37	10,856.25	
HF SINCLAIR CORP	71	61.59	4,372.89	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS INC	127	211.30	26,835.10	
HOLOGIC INC	116	75.26	8,730.16	
HOME DEPOT INC	486	390.28	189,676.08	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	322	200.73	64,635.06	
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	500	3.13	1,565.00	
HORMEL FOODS CORP	141	34.38	4,847.58	
HOWMET AEROSPACE INC	185	68.10	12,598.50	
HP INC	455	30.05	13,672.75	
HUBBELL INC	25	417.92	10,448.00	

HUBSPOT INC	22	621.75	13,678.50
HUMANA INC	60	348.54	20,912.40
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	39	194.79	7,596.81
HUNTINGTON BANCSHARES INC	698	13.31	9,290.38
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIES	19	292.55	5,558.45
HYATT HOTELS CORP - CL A	22	159.15	3,501.30
IDEX CORP	35	243.87	8,535.45
IDEXX LABORATORIES INC	39	530.72	20,698.08
ILLINOIS TOOL WORKS	144	268.66	38,687.04
ILLUMINA INC	74	137.24	10,155.76
INCYTE CORP	89	56.98	5,071.22
INGERSOLL-RAND INC	196	94.74	18,569.04
INSULET CORP	33	164.31	5,422.23
INTEL CORP	2,038	42.57	86,757.66
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	271	136.23	36,918.33
INTERNATIONAL PAPER CO	159	39.53	6,285.27
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	183	32.75	5,993.25
INTL BUSINESS MACHINES CORP	439	190.84	83,778.76
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	120	83.08	9,969.60
INTUIT INC	133	643.74	85,617.42
INTUITIVE SURGICAL INC	166	394.07	65,415.62
IQVIA HOLDINGS INC	87	252.41	21,959.67
JABIL CIRCUIT INC	63	131.19	8,264.97
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	34	168.95	5,744.30
JACOBS SOLUTIONS INC	59	150.03	8,851.77
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	100	37.40	3,740.00
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	30	121.81	3,654.30
JM SMUCKER CO/THE	50	124.47	6,223.50
JOHNSON & JOHNSON	1,165	155.23	180,842.95
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL	332	63.75	21,165.00
JP MORGAN CHASE & CO	1,399	196.62	275,071.38
JUNIPER NETWORKS INC	153	37.05	5,668.65
KELLANOVA	130	55.55	7,221.50
KENVUE INC	829	20.60	17,077.40
KEURIG DR PEPPER INC	504	29.80	15,019.20
KEYCORP	452	15.03	6,793.56
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	84	154.39	12,968.76
KIMBERLY-CLARK CORP	159	124.93	19,863.87
KINDER MORGAN INC	965	18.06	17,427.90
KKR & CO INC	277	100.76	27,910.52
KLA CORPORATION	67	710.56	47,607.52

KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	78	52.58	4,101.24
KRAFT HEINZ CO/THE	416	35.85	14,913.60
KROGER CO	330	56.55	18,661.50
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	89	211.94	18,862.66
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	42	213.26	8,956.92
LAM RESEARCH CORP	64	977.90	62,585.60
LAMB WESTON HOLDINGS INC	68	103.17	7,015.56
LAS VEGAS SANDS CORP	182	50.10	9,118.20
LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	65	79.68	5,179.20
LEAR CORP	28	145.70	4,079.60
LEIDOS HOLDINGS INC	61	129.14	7,877.54
LENNAR CORP CL-A	120	166.58	19,989.60
LENNOX INTERNATIONAL INC	15	493.85	7,407.75
LIBERTY BROADBAND-C	57	56.00	3,192.00
LIBERTY GLOBAL LTD-C	89	17.39	1,547.71
LIBERTY MEDIA CORP-LIBER-NEW	77	28.74	2,212.98
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	93	67.24	6,253.32
LINDE PLC	232	468.24	108,631.68
LIVE NATION ENTERTAINMENT INC	81	105.99	8,585.19
LKQ CORP	126	52.78	6,650.28
LOCKHEED MARTIN CORP	111	445.88	49,492.68
LOEWS CORP	95	76.45	7,262.75
LOWE'S COS INC	284	258.50	73,414.00
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	37	260.37	9,633.69
LULULEMON ATHLETICA INC	55	403.19	22,175.45
LYONDELLBASELL INDU-CL A	122	100.98	12,319.56
M & T BANK CORP	81	142.15	11,514.15
MANHATTAN ASSOCIATES INC	30	250.84	7,525.20
MARATHON OIL CORP	283	27.10	7,669.30
MARATHON PETROLEUM CORP	192	200.17	38,432.64
MARKEL GROUP INC	6	1,518.63	9,111.78
MARKETAXESS HOLDINGS INC	18	221.70	3,990.60
MARRIOTT INTL-CL A	126	255.16	32,150.16
MARSH & MCLENNAN COS	239	204.42	48,856.38
MARTIN MARIETTA MATERIALS	29	607.12	17,606.48
MARVELL TECHNOLOGY INC	416	66.54	27,680.64
MASCO CORP	106	77.10	8,172.60
MASTERCARD INCORPORATED	409	481.67	197,003.03
MATCH GROUP INC	131	35.75	4,683.25
MCCORMICK & COMPANY	118	70.03	8,263.54
MCDONALD'S CORPORATION	353	282.63	99,768.39

MCKESSON CORP	67	532.57	35,682.19
MEDTRONIC PLC	644	83.08	53,503.52
MERCADOLIBRE INC	21	1,571.99	33,011.79
MERCK & CO. INC.	1,227	123.85	151,963.95
META PLATFORMS INC	1,070	509.58	545,250.60
METLIFE INC	313	72.63	22,733.19
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	10	1,327.60	13,276.00
MGM RESORTS INTERNATIONAL	132	44.47	5,870.04
MICROCHIP TECHNOLOGY	259	88.04	22,802.36
MICRON TECHNOLOGY INC	530	110.21	58,411.30
MICROSOFT CORP	3,412	428.74	1,462,860.88
MODERNA INC	153	105.43	16,130.79
MOLINA HEALTHCARE INC	27	414.72	11,197.44
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	89	67.16	5,977.24
MONDAY.COM LTD	9	228.00	2,052.00
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	659	72.40	47,711.60
MONGODB INC	32	355.50	11,376.00
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	21	672.31	14,118.51
MONSTER BEVERAGE CORP	380	59.50	22,610.00
MOODY'S CORP	77	387.64	29,848.28
MORGAN STANLEY	595	91.95	54,710.25
MOSAIC CO/THE	160	31.18	4,988.80
MOTOROLA SOLUTIONS INC	79	348.56	27,536.24
MSCI INC	38	553.11	21,018.18
NASDAQ INC	162	61.63	9,984.06
NETAPP INC	102	104.73	10,682.46
NETFLIX INC	215	628.01	135,022.15
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	45	141.43	6,364.35
NEWMONT CORP	555	33.77	18,742.35
NEWS CORP - CLASS A	180	25.90	4,662.00
NEXTERA ENERGY INC	992	61.78	61,285.76
NIKE INC -CL B	596	93.86	55,940.56
NISOURCE INC	216	27.10	5,853.60
NORDSON CORP	24	268.52	6,444.48
NORFOLK SOUTHERN CORP	109	254.12	27,699.08
NORTHERN TRUST CORP	101	85.54	8,639.54
NORTHROP GRUMMAN CORP	69	468.75	32,343.75
NRG ENERGY INC	108	67.17	7,254.36
NUCOR CORP	121	194.44	23,527.24
NVIDIA CORP	1,195	942.89	1,126,753.55
NVR INC	2	7,971.71	15,943.42

NXP SEMICONDUCTORS NV	122	244.33	29,808.26
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	324	63.81	20,674.44
OKTA INC	71	106.13	7,535.23
OLD DOMINION FREIGHT LINE	44	441.07	19,407.08
OMNICOM GROUP	96	93.97	9,021.12
ON SEMICONDUCTOR CORP	209	74.68	15,608.12
ONEOK INC	281	79.03	22,207.43
ORACLE CORP	788	127.79	100,698.52
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	29	1,167.53	33,858.37
OTIS WORLDWIDE CORP	196	99.34	19,470.64
OVINTIV INC	117	50.95	5,961.15
OWENS CORNING	44	165.97	7,302.68
PACCAR INC	253	123.75	31,308.75
PACKAGING CORP OF AMERICA	43	184.72	7,942.96
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	900	24.18	21,762.00
PALO ALTO NETWORKS INC	148	286.78	42,443.44
PARAMOUNT GLOBAL-CLASS B	231	11.25	2,598.75
PARKER HANNIFIN CORP	60	554.89	33,293.40
PAYCHEX INC	152	120.84	18,367.68
PAYCOM SOFTWARE INC	24	192.47	4,619.28
PAYLOCITY HOLDING CORP	20	171.20	3,424.00
PAYPAL HOLDINGS INC	495	64.77	32,061.15
PENTAIR PLC	77	83.94	6,463.38
PEPSICO INC	666	172.02	114,565.32
PFIZER INC	2,729	27.36	74,665.44
PG&E CORPORATION	975	16.41	15,999.75
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	751	90.88	68,250.88
PHILLIPS 66	222	159.45	35,397.90
PINTEREST INC- CLASS A	287	33.89	9,726.43
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	113	255.53	28,874.89
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	190	155.51	29,546.90
POOL CORP	18	416.38	7,494.84
PPG INDUSTRIES INC	110	142.56	15,681.60
PPL CORPORATION	357	27.08	9,667.56
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	115	83.53	9,605.95
PROCTER & GAMBLE CO	1,140	161.66	184,292.40
PROGRESSIVE CORP	283	205.70	58,213.10
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	173	114.60	19,825.80
PTC INC	52	190.28	9,894.56
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	241	65.03	15,672.23
PULTEGROUP INC	107	116.45	12,460.15

QORVO INC	48	114.38	5,490.24
QUALCOMM INC	539	170.10	91,683.90
QUANTA SERVICES INC	67	255.92	17,146.64
QUEST DIAGNOSTICS INC	54	129.30	6,982.20
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	97	125.59	12,182.23
REGENERON PHARMACEUTICALS, INC.	50	967.24	48,362.00
REGIONS FINANCIAL CORP	454	19.86	9,016.44
RELIANCE INC	28	330.43	9,252.04
REPLIGEN CORP	25	198.03	4,950.75
REPUBLIC SERVICES INC	104	190.51	19,813.04
RESMED INC	69	192.00	13,248.00
REVVITY INC	59	103.25	6,091.75
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	315	10.80	3,402.00
ROBERT HALF INC	51	79.53	4,056.03
ROBINHOOD MARKETS INC - A	206	18.30	3,769.80
ROBLOX CORP -CLASS A	199	37.26	7,414.74
ROCKWELL AUTOMATION INC	54	286.38	15,464.52
ROKU INC	57	63.58	3,624.06
ROLLINS INC	140	46.54	6,515.60
ROPER TECHNOLOGIES INC	50	556.38	27,819.00
ROSS STORES INC	163	145.37	23,695.31
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	108	136.02	14,690.16
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	184	30.27	5,569.68
RPM INTERNATIONAL INC	61	118.69	7,240.09
RTX CORPORATION	695	95.54	66,400.30
S&P GLOBAL INC	157	419.13	65,803.41
SALESFORCE INC	470	307.77	144,651.90
SAMSARA INC-CL A	83	37.10	3,079.30
SCHLUMBERGER LTD	689	53.99	37,199.11
SCHWAB (CHARLES) CORP	727	71.60	52,053.20
SEA LTD-ADR	176	54.47	9,586.72
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	92	89.01	8,188.92
SEI INVESTMENTS COMPANY	54	70.08	3,784.32
SEMPRA	304	69.77	21,210.08
SERVICENOW INC	95	774.15	73,544.25
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	116	342.87	39,772.92
SIRIUS XM HOLDINGS INC	374	3.88	1,451.12
SKYWORKS SOLUTIONS INC	75	105.57	7,917.75
SMITH (A.O.)CORP	60	89.28	5,356.80
SNAP INC - A	505	11.40	5,757.00
SNAP-ON INC	25	291.63	7,290.75

SNOWFLAKE INC-CLASS A	135	159.03	21,469.05
SOUTHERN CO	527	69.80	36,784.60
SOUTHWEST AIRLINES CO	70	28.45	1,991.50
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	107	63.84	6,830.88
STANLEY BLACK & DECKER INC	70	94.68	6,627.60
STARBUCKS CORP	555	90.71	50,344.05
STATE STREET CORP	159	75.84	12,058.56
STEEL DYNAMICS INC	77	144.01	11,088.77
STERIS PLC	47	229.00	10,763.00
STRYKER CORP	160	352.62	56,419.20
SUPER MICRO COMPUTER INC	23	972.74	22,373.02
SYNCHRONY FINANCIAL	203	41.55	8,434.65
SYNOPSYS INC	72	594.20	42,782.40
SYSCO CORPORATION	245	81.59	19,989.55
T ROWE PRICE GROUP	105	118.62	12,455.10
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	79	152.46	12,044.34
TARGA RESOURCES CORP	101	110.90	11,200.90
TARGET CORP	223	168.63	37,604.49
TE CONNECTIVITY LTD	149	143.31	21,353.19
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	22	424.03	9,328.66
TELEFLEX INC	22	220.94	4,860.68
TERADYNE INC	73	110.75	8,084.75
TESLA INC	1,380	170.83	235,745.40
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	542	13.89	7,528.38
TEXAS INSTRUMENTS INC	439	172.48	75,718.72
TEXAS PACIFIC LAND CORP	3	1,685.87	5,057.61
TEXTRON INC	98	95.85	9,393.30
THE CIGNA GROUP	144	351.78	50,656.32
THE WALT DISNEY CO.	884	115.87	102,429.08
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	184	583.09	107,288.56
TJX COMPANIES INC	556	99.48	55,310.88
T-MOBILE US INC	261	160.61	41,919.21
TOAST INC-CLASS A	158	23.80	3,760.40
TORO CO	49	90.44	4,431.56
TRACTOR SUPPLY COMPANY	52	262.97	13,674.44
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	215	85.06	18,287.90
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS-A	52	105.23	5,471.96
TRANE TECHNOLOGIES PLC	108	300.29	32,431.32
TRANSDIGM GROUP INC	24	1,231.20	29,548.80
TRANSUNION	91	80.00	7,280.00
TRAVELERS COS INC/THE	110	224.45	24,689.50

TRIMBLE INC	116	64.20	7,447.20	
TRUIST FINANCIAL CORP	644	37.69	24,272.36	
TWILIO INC - A	82	61.57	5,048.74	
TYLER TECHNOLOGIES INC	20	419.29	8,385.80	
TYSON FOODS INC-CL A	136	58.05	7,894.80	
UBER TECHNOLOGIES INC	895	80.23	71,805.85	
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	47	65.30	3,069.10	
UIPATH INC - CLASS A	186	22.97	4,272.42	
ULTA BEAUTY INC	24	520.37	12,488.88	
UNION PACIFIC CORP	295	244.97	72,266.15	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	351	156.27	54,850.77	
UNITED RENTALS INC	33	714.27	23,570.91	
UNITED THERAPEUTICS CORP	21	237.90	4,995.90	
UNITEDHEALTH GROUP INC	450	490.07	220,531.50	
UNITY SOFTWARE INC	120	26.99	3,238.80	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	30	180.49	5,414.70	
US BANCORP	753	43.59	32,823.27	
VAIL RESORTS INC	19	221.50	4,208.50	
VALERO ENERGY	174	169.64	29,517.36	
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	66	230.42	15,207.72	
VERALTO CORP	113	89.46	10,108.98	
VERISIGN INC	45	188.85	8,498.25	
VERISK ANALYTICS INC	68	234.86	15,970.48	
VERIZON COMMUNICATIONS INC	2,023	40.37	81,668.51	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	121	415.66	50,294.86	
VERTIV HOLDINGS CO	165	82.50	13,612.50	
VIATRIS INC	580	11.84	6,867.20	
VISA INC-CLASS A SHARES	765	283.26	216,693.90	
VISTRA CORP	162	69.09	11,192.58	
VULCAN MATERIALS CO	62	274.36	17,010.32	
WABTEC CORP	87	143.78	12,508.86	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	355	20.58	7,305.90	
WALMART INC	2,148	60.87	130,748.76	
WARNER BROS DISCOVERY INC	1,119	8.44	9,444.36	
WASTE CONNECTIONS INC	121	170.88	20,676.48	
WASTE MANAGEMENT INC	193	211.78	40,873.54	
WATERS CORP	28	347.31	9,724.68	
WATSCO INC	16	439.50	7,032.00	
WEC ENERGY GROUP INC	148	80.01	11,841.48	
WELLS FARGO & COMPANY	1,761	57.13	100,605.93	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	35	393.92	13,787.20	

	WESTERN DIGITAL CORP	155	63.94	9,910.70	
	WESTLAKE CHEMICAL CORP	18	150.32	2,705.76	
	WESTROCK CO	120	48.22	5,786.40	
	WILLIAMS COS INC	589	38.25	22,529.25	
	WILLIAMS-SONOMA INC	29	312.63	9,066.27	
	WILLIS TOWERS WATSON PLC	51	273.21	13,933.71	
	WIX.COM LTD	27	139.34	3,762.18	
	WORKDAY INC-CLASS A	100	277.50	27,750.00	
	WR BERKLEY CORP	100	86.23	8,623.00	
	WW GRAINGER INC	21	1,027.10	21,569.10	
	WYNN RESORTS LTD	51	99.89	5,094.39	
	XCEL ENERGY INC	266	52.27	13,903.82	
	XYLEM INC	112	129.21	14,471.52	
	YUM! BRANDS INC	132	136.23	17,982.36	
	ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	24	291.44	6,994.56	
	ZILLOW GROUP INC - C	73	50.83	3,710.59	
	ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	99	127.20	12,592.80	
	ZOETIS INC	219	168.90	36,989.10	
	ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	111	65.96	7,321.56	
	ZSCALER INC	41	194.95	7,992.95	
	米ドル 小計	164,038		21,702,275.24 (3,286,375,539)	
カナダドル	AGNICO EAGLE MINES LTD	238	75.75	18,028.50	
	AIR CANADA	85	18.83	1,600.55	
	ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	378	77.90	29,446.20	
	ALTAGAS LTD	136	29.14	3,963.04	
	ARC RESOURCES LTD	289	23.58	6,814.62	
	BANK OF MONTREAL	345	130.00	44,850.00	
	BANK OF NOVA SCOTIA	587	68.38	40,139.06	
	BARRICK GOLD CORPORATION	849	21.12	17,930.88	
	BCE INC	35	45.86	1,605.10	
	BROOKFIELD ASSET MGMT-A	170	57.62	9,795.40	
	BROOKFIELD CORP	670	56.88	38,109.60	
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	65	33.00	2,145.00	
	BRP INC/CA-SUB VOTING	18	85.27	1,534.86	
	CAE INC	154	27.56	4,244.24	
	CAMECO CORP	209	58.78	12,285.02	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	450	68.28	30,726.00	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	272	179.28	48,764.16	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	525	100.79	52,914.75	
	CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LIMITED	450	121.52	54,684.00	

CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	25	133.51	3,337.75	
CANADIAN UTILITIES LTD-A	63	30.77	1,938.51	
CCL INDUSTRIES INC - CL B	72	71.14	5,122.08	
CENOVUS ENERGY INC	679	26.35	17,891.65	
CGI INC	100	151.46	15,146.00	
CONSTELLATION SOFTWARE INC	10	3,752.85	37,528.50	
DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	41	126.19	5,173.79	
DOLLARAMA INC	137	101.32	13,880.84	
EDNBRIDGE INC	1,023	48.21	49,318.83	
ELEMENT FINANCIAL CORP	189	21.99	4,156.11	
EMERA INC	132	47.68	6,293.76	
EMPIRE CO LTD 'A'	70	32.95	2,306.50	
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	10	1,504.46	15,044.60	
FIRST QUANTUM MINERALS LTD	285	13.62	3,881.70	
FIRSTSERVICE CORP	19	225.71	4,288.49	
FORTIS INC	234	53.79	12,586.86	
FRANCO-NEVADA CORP	93	155.71	14,481.03	
GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB	112	48.11	5,388.32	
GILDAN ACTIVEWEAR INC	74	50.93	3,768.82	
GREAT-WEST LIFECO INC	135	42.97	5,800.95	
HYDRO ONE LTD	159	40.71	6,472.89	
IA FINANCIAL CORP INC	50	85.33	4,266.50	
IGM FINANCIAL INC	40	35.06	1,402.40	
IMPERIAL OIL LTD	100	92.16	9,216.00	
INTACT FINANCIAL CORP	85	219.30	18,640.50	
IVANHOE MINES LTD-CL A	300	16.07	4,821.00	
KEYERA CORP	111	33.94	3,767.34	
KINROSS GOLD CORP	594	7.69	4,567.86	
LOBLAW COMPANIES LTD	77	152.83	11,767.91	
LUNDIN MINING CORP	318	13.30	4,229.40	
MAGNA INTERNATIONAL INC	131	74.62	9,775.22	
MANULIFE FINANCIAL CORP	875	32.66	28,577.50	
MEG ENERGY CORP	137	30.63	4,196.31	
METRO INC	112	72.48	8,117.76	
NATIONAL BANK OF CANADA	163	114.60	18,679.80	
NORTHLAND POWER INC	122	22.65	2,763.30	
NUTRIEN LTD	240	71.09	17,061.60	
ONEX CORPORATION	33	100.98	3,332.34	
OPEN TEXT CORP	131	53.25	6,975.75	
PAN AMERICAN SILVER CORP	176	18.84	3,315.84	
PARKLAND CORP	68	42.82	2,911.76	

	PEMBINA PIPELINE CORP	266	47.28	12,576.48	
	POWER CORP OF CANADA	280	37.98	10,634.40	
	QUEBECOR INC -CL B	74	30.12	2,228.88	
	RB GLOBAL INC	88	104.70	9,213.60	
	RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL	143	107.87	15,425.41	
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	172	56.18	9,662.96	
	ROYAL BANK OF CANADA	670	135.26	90,624.20	
	SAPUTO INC	123	25.99	3,196.77	
	SHOPIFY INC - CLASS A	580	107.13	62,135.40	
	STANTEC INC	54	116.98	6,316.92	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	284	73.80	20,959.20	
	SUNCOR ENERGY INC	626	48.85	30,580.10	
	TC ENERGY CORP	492	54.97	27,045.24	
	TECK COMINCO LTD-CL B	220	59.34	13,054.80	
	TELUS CORP	300	21.76	6,528.00	
	TFI INTERNATIONAL INC	37	219.06	8,105.22	
	THOMSON REUTERS CORP	77	212.65	16,374.05	
	TMX GROUP LTD	135	33.80	4,563.00	
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	40	127.49	5,099.60	
	TORONTO-DOMINION BANK	857	81.27	69,648.39	
	TOURMALINE OIL CORP	156	59.63	9,302.28	
	WEST FRASER TIMBER CO LTD	28	118.72	3,324.16	
	WESTON (GEORGE) LTD	30	184.75	5,542.50	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	219	61.11	13,383.09	
	WSP GLOBAL INC	60	229.27	13,756.20	
	カナダドル 小計	19,461		1,291,055.90 (143,591,237)	
オーストラリアドル	AMPOL LTD	112	40.29	4,512.48	
	APA GROUP	617	8.23	5,077.91	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	285	43.66	12,443.10	
	ASX LTD	91	66.52	6,053.32	
	AURIZON HOLDINGS LTD	890	4.00	3,560.00	
	AUST AND NZ BANKING GROUP LT	1,454	29.04	42,224.16	
	BHP BILLITON LTD	2,450	43.79	107,285.50	
	BLUESCOPE STEEL LTD	218	22.74	4,957.32	
	BRAMBLES LTD	672	15.37	10,328.64	
	CAR GROUP LTD	172	35.88	6,171.36	
	COCHLEAR LTD	31	331.75	10,284.25	
	COLES GROUP LTD	647	16.49	10,669.03	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	811	117.48	95,276.28	
	COMPUTERSHARE LTD	262	25.64	6,717.68	

	CSL LTD	233	280.94	65,459.02	
	ENDEAVOUR GROUP LTD	693	5.28	3,659.04	
	FORTESCUE LTD	819	24.64	20,180.16	
	IDP EDUCATION LTD	118	18.49	2,181.82	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	1,161	6.32	7,337.52	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES	209	60.50	12,644.50	
	LOTTERY CORP LTD/THE	1,077	5.21	5,611.17	
	MAQUARIE GROUP LTD	173	199.00	34,427.00	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	1,332	3.72	4,955.04	
	MINERAL RESOURCES LTD	80	69.15	5,532.00	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	1,506	34.76	52,348.56	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	556	13.72	7,628.32	
	ORICA LTD	233	17.51	4,079.83	
	ORIGIN ENERGY LTD	833	9.13	7,605.29	
	PILBARA MINERALS LTD	1,376	3.91	5,380.16	
	QANTAS AIRWAYS LTD	409	5.29	2,163.61	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	722	17.87	12,902.14	
	RAMSEY HEALTH CARE LTD	86	55.00	4,730.00	
	REA GROUP LTD	25	185.75	4,643.75	
	REECE LTD	106	27.65	2,930.90	
	RIO TINTO LTD	180	120.56	21,700.80	
	SANTOS LTD	1,571	7.50	11,782.50	
	SEEK LTD	172	25.22	4,337.84	
	SEVEN GROUP HOLDINGS LTD	79	40.86	3,227.94	
	SONIC HEALTHCARE LTD	215	28.54	6,136.10	
	SOUTH32 LTD	2,183	2.91	6,352.53	
	SUNCORP GROUP LTD	613	16.30	9,991.90	
	TELSTRA CORP LTD	1,956	3.76	7,354.56	
	TRANSURBAN GROUP	1,490	13.00	19,370.00	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	384	12.24	4,700.16	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	111	35.01	3,886.11	
	WESFARMERS LIMITED	549	67.24	36,914.76	
	WESTPAC BANKING CORP	1,697	26.47	44,919.59	
	WISETECH GLOBAL LTD	78	95.78	7,470.84	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	918	29.73	27,292.14	
	WOOLWORTHS LTD	590	32.32	19,068.80	
	XERO LTD	70	135.29	9,470.30	
	オーストラリアドル 小計	33,315		835,937.73 (82,456,897)	
英ポンド	3I GROUP PLC	471	27.61	13,004.31	
	ABRDN PLC	890	1.45	1,295.84	

ADMIRAL GROUP PLC	125	28.18	3,522.50
ANGRO AMERICAN PLC	615	19.29	11,865.81
ANTOFAGASTA PLC	191	20.07	3,833.37
ASHTED GROUP PLC	212	55.94	11,859.28
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	167	24.26	4,051.42
ASTRAZENECA PLC	750	104.82	78,615.00
AUTO TRADER GROUP PLC	444	7.62	3,385.05
AVIVA PLC	1,325	4.94	6,552.12
BAE SYSTEMS PLC	1,463	13.63	19,948.00
BARCLAYS PLC	7,324	1.80	13,241.79
BARRATT DEVELOPMENTS PLC	471	4.74	2,234.89
BERKELEY GROUP HOLDINGS	51	47.73	2,434.23
BP PLC	8,273	4.98	41,269.86
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	973	23.76	23,118.48
BT GROUP PLC	3,125	1.07	3,362.50
BUNZL PLC	159	30.73	4,886.07
BURBERRY GROUP PLC	181	11.83	2,142.13
CENTRICA PLC	2,609	1.26	3,312.12
COCA-COLA HBC AG-CDI	104	24.79	2,578.16
COMPASS GROUP PLC	825	22.66	18,694.50
CRH PLC	335	68.24	22,860.40
CRODA INTERNATIONAL PLC	66	50.92	3,360.72
DCC PLC	46	56.84	2,614.64
DIAGEO PLC	1,087	29.01	31,533.87
ENDEAVOUR MINING PLC	88	14.58	1,283.04
ENTAIN PLC	309	7.84	2,423.79
EXPERIAN PLC	445	34.86	15,512.70
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	85	171.95	14,615.75
GLENCORE PLC	5,012	4.28	21,493.96
GSK PLC	1,981	16.86	33,415.50
HALEON PLC	2,901	3.28	9,531.23
HALMA PLC	184	23.41	4,307.44
HARGREAVES LANSDOWN PLC	167	7.18	1,199.06
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	78	19.15	1,494.09
HSBC HOLDINGS PLC	9,259	6.24	57,859.49
IMPERIAL BRANDS PLC	404	17.34	7,005.36
INFORMA PLC	666	8.35	5,565.09
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP	82	81.58	6,689.56
INTERTEK GROUP PLC	76	49.13	3,733.88
JD SPORTS FASHION PLC	1,254	1.09	1,376.26
KINGFISHER PLC	907	2.33	2,118.75

	LEGAL&GENERAL GROUP PLC	2,890	2.56	7,404.18	
	LLOYDS TSB GROUP PLC	30,723	0.52	16,031.26	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	201	96.52	19,400.52	
	M&G PLC	1,085	2.38	2,590.98	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	643	6.70	4,308.10	
	MONDI PLC	213	13.63	2,904.25	
	NATIONAL GRID PLC	1,798	10.66	19,175.67	
	NATWEST GROUP PLC	2,757	2.61	7,198.52	
	NEXT PLC	61	91.92	5,607.12	
	OCADO GROUP PLC	280	4.68	1,311.24	
	PEARSON PLC	312	10.37	3,237.00	
	PERSIMMON PLC	150	13.36	2,004.00	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	363	5.29	1,920.99	
	PRUDENTIAL PLC	1,332	7.78	10,368.28	
	RECKITT BENCKISER	347	44.06	15,288.82	
	RELX PLC	916	34.58	31,675.28	
	RENTOKIL INITIAL PLC	1,219	4.69	5,728.08	
	RIO TINTO PLC	545	49.97	27,233.65	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	4,068	4.19	17,081.53	
	SAGE GROUP PLC/THE	496	12.61	6,257.04	
	SAINSBURY (J) PLC	801	2.56	2,056.96	
	SCHRODERS PLC	390	3.77	1,471.47	
	SEVERN TRENT PLC	130	25.68	3,338.40	
	SHELL PLC	3,143	26.32	82,723.76	
	SMITH & NEPHEW PLC	422	10.39	4,384.58	
	SMITHS GROUP PLC	167	16.80	2,805.60	
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	35	105.95	3,708.25	
	SSE PLC	527	16.19	8,532.13	
	ST JAMES'S PLACE PLC	265	4.58	1,215.29	
	STANDARD CHARTERED PLC	1,103	6.72	7,418.77	
	TAYLOR WIMPEY PLC	1,709	1.40	2,403.70	
	TESCO PLC	3,420	2.94	10,061.64	
	UNILEVER PLC	1,203	39.76	47,837.29	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	330	10.53	3,474.90	
	VODAFONE GROUP PLC	11,124	0.68	7,612.15	
	WHITBREAD PLC	95	32.92	3,127.40	
	WISE PLC - A	297	9.73	2,890.40	
	WPP PLC	520	7.42	3,858.40	
	英ポンド 小計	132,260		930,849.61 (177,522,329)	
スイスフラン	ABB LTD	774	42.81	33,134.94	

ADECCO GROUP AG-REG	75	34.97	2,622.75	
ALCON INC	242	74.92	18,130.64	
AVOLTA AG	47	33.84	1,590.48	
BACHEM HOLDING AG	16	83.20	1,331.20	
BALOISE HOLDING-REG	22	142.40	3,132.80	
BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	14	104.20	1,458.80	
BARRY CALLEBAUT AG-REG	2	1,319.00	2,638.00	
BKW AG	10	137.30	1,373.00	
CIE FINANCI-REG	253	134.25	33,965.25	
CLARIANT AG-REG	101	12.30	1,242.30	
EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	3	689.00	2,067.00	
GEBERIT AG-REG	17	535.40	9,101.80	
GIVAUDAN-REG	4	4,105.00	16,420.00	
HELVETIA HOLDING AG-REG	18	124.40	2,239.20	
HOLCIM LTD-REG	252	80.54	20,296.08	
JULIUS BAER GROUP LTD	100	51.80	5,180.00	
KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	26	243.90	6,341.40	
LINDT & SPRUENGLI AG-PC	1	10,890.00	10,890.00	
LOGITECH INTERNATIONAL-REG	81	81.42	6,595.02	
LONZA GROUP AG-REG	35	529.80	18,543.00	
NESTLE SA-REG	1,292	94.36	121,913.12	
NOVARTIS AG-REG	992	86.51	85,817.92	
PARTNERS GROUP HOLDING AG	11	1,303.50	14,338.50	
ROCHE HOLDING AG-BR	13	237.00	3,081.00	
ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	340	225.30	76,602.00	
SANDOZ GROUP AG	198	27.00	5,346.00	
SCHINDLER HOLDING AG-REG	11	224.40	2,468.40	
SCHINDLER HOLDING-PART CERT	19	233.30	4,432.70	
SGS SA-REG	75	87.02	6,526.50	
SIG GROUP AG	144	19.59	2,820.96	
SIKA AG-REG	69	270.40	18,657.60	
SONOVA HOLDING AG-REG	24	262.40	6,297.60	
STRAUMANN HOLDING AG-REG	52	141.95	7,381.40	
SWATCH GROUP AG/THE-BR	14	200.80	2,811.20	
SWATCH GROUP AG/THE-REG	25	39.15	978.75	
SWISS LIFE HOLDING AG	14	640.80	8,971.20	
SWISS PRIME SITE-REG	36	88.50	3,186.00	
SWISS RE AG	142	115.60	16,415.20	
SWISSCOM AG-REG	12	535.60	6,427.20	
TEMENOS AG AMERICAN DEPOSIT	30	65.32	1,959.60	
UBS GROUP AG-REG	1,591	27.97	44,500.27	

	VAT GROUP AG	13	473.90	6,160.70	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	71	484.90	34,427.90	
	スイスフラン 小計	7,281		679,815.38 (114,589,680)	
香港ドル	AIA GROUP LTD	5,600	55.95	313,320.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	2,000	21.00	42,000.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	1,000	32.85	32,850.00	
	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	1,500	39.35	59,025.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	500	46.60	23,300.00	
	CLP HOLDINGS LTD	1,000	62.75	62,750.00	
	ESR GROUP LTD	1,000	7.45	7,450.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GOUP L	1,000	39.75	39,750.00	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	1,000	8.25	8,250.00	
	HANG SENG BANK LTD	400	87.80	35,120.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	1,000	23.55	23,550.00	
	HKT TRUST AND HKT LTD-SS	2,000	9.17	18,340.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	5,000	6.22	31,100.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	600	238.20	142,920.00	
	MTR CORP	500	25.45	12,725.00	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	500	46.70	23,350.00	
	SANDS CHINA LTD	1,200	22.15	26,580.00	
	SINO LAND CO	2,000	8.24	16,480.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	1,000	13.54	13,540.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	500	74.30	37,150.00	
	SWIRE PACIFIC LTD 'A'	500	63.15	31,575.00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	600	16.38	9,828.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	500	103.90	51,950.00	
	WH GROUP LTD	4,000	5.16	20,640.00	
	WHARF HOLDINGS LTD	1,000	25.20	25,200.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	1,000	25.90	25,900.00	
	香港ドル 小計	36,900		1,134,643.00 (21,966,688)	
シンガポール ドル	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	1,200	2.73	3,276.00	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	200	5.91	1,182.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	900	35.83	32,247.00	
	GENTING SINGAPORE LTD	2,900	0.88	2,566.50	
	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	100	24.35	2,435.00	
	KEPPEL LTD	700	7.35	5,145.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	1,600	13.60	21,760.00	
	SEATRIUM LTD	19,400	0.07	1,532.60	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	600	6.42	3,852.00	

	SINGAPORE EXCHANGE LTD	400	9.33	3,732.00	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	700	3.99	2,793.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	3,900	2.53	9,867.00	
	SSEMBCORP INDUSTRIES LTD	400	5.28	2,112.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	600	29.07	17,442.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	900	3.39	3,051.00	
	シンガポールドル 小計	34,500		112,993.10 (12,677,825)	
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	588	8.18	4,809.84	
	EBOS GROUP LTD	76	35.60	2,705.60	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE	271	26.04	7,056.84	
	MERCURY NZ LTD	326	6.78	2,210.28	
	MERIDIAN ENERGY LTD	607	5.94	3,605.58	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	880	4.81	4,232.80	
	ニュージーランドドル 小計	2,748		24,620.94 (2,234,350)	
スウェーデン クローネ	ALFA LAVAL AB	136	438.20	59,595.20	
	ASSA ABLOY AB-B	482	313.90	151,299.80	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	1,293	187.00	241,791.00	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	751	166.35	124,928.85	
	BEIJER REF AB	185	141.10	26,103.50	
	BOLIDEN AB	129	300.75	38,796.75	
	EPIROC AB-A	310	208.40	64,604.00	
	EPIROC AB-B	183	187.40	34,294.20	
	EQT AB	167	349.50	58,366.50	
	ERICSSON LM-B SHS	1,409	57.40	80,876.60	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	286	241.80	69,154.80	
	EVOLUTION AB	86	1,245.80	107,138.80	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	308	77.26	23,796.08	
	GETINGE AB-B SHS	108	208.20	22,485.60	
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	311	152.14	47,315.54	
	HEXAGON AB-B SHS	999	127.60	127,472.40	
	HOLMEN AB-B SHARES	44	444.30	19,549.20	
	HUSQVARNA AB-B SHS	168	90.20	15,153.60	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	61	372.90	22,746.90	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	72	371.90	26,776.80	
	INDUTRADE AB	128	295.40	37,811.20	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	70	282.50	19,775.00	
	INVESTOR AB-B SHS	833	269.45	224,451.85	
	LIFCO AB-B SHS	110	291.50	32,065.00	
	LUNDBERGS AB-B SHS	36	591.80	21,304.80	

	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	729	51.70	37,689.30	
	SAAB AB-B	38	934.40	35,507.20	
	SAGAX AB-B	90	277.00	24,930.00	
	SANDVIK AB	513	246.20	126,300.60	
	SECURITAS AB-B SHS	231	108.00	24,948.00	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	760	147.95	112,442.00	
	SKANSKA AB-B SHS	160	193.85	31,016.00	
	SKF AB-B SHARES	161	231.80	37,319.80	
	SVENSKA CELLULOSA AB-B SHS	285	162.30	46,255.50	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	702	109.05	76,553.10	
	SWEDBANK AB-A SHARES	401	224.00	89,824.00	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	94	269.20	25,304.80	
	TELE2 AB-B SHS	253	86.98	22,005.94	
	TELIASONERA AB	1,136	26.73	30,365.28	
	VOLVO AB-A SHS	94	317.60	29,854.40	
	VOLVO AB-B SHS	726	314.95	228,653.70	
	VOLVO CAR AB-B	280	38.56	10,796.80	
	スウェーデンクロネ 小計	15,318		2,687,420.39 (38,510,734)	
ノルウェーク ローネ	ADEVINTA ASA	137	113.50	15,549.50	
	AKER BP ASA	149	270.30	40,274.70	
	DNB BANK ASA	437	212.60	92,906.20	
	EQUINOR ASA	448	286.80	128,486.40	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	94	156.80	14,739.20	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	42	737.00	30,954.00	
	MOWI ASA	208	202.10	42,036.80	
	NORSK HYDRO ASA	632	60.90	38,488.80	
	ORKLA ASA	353	76.32	26,940.96	
	SALMAR ASA	31	714.00	22,134.00	
	TELENOR ASA	329	118.10	38,854.90	
	YARA INTERNATIONAL ASA	78	343.30	26,777.40	
	ノルウェークローネ 小計	2,938		518,142.86 (7,290,270)	
デンマークク ローネ	A P MOLLER-MAERSK A/S-B	2	9,130.00	18,260.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-A	1	8,945.00	8,945.00	
	CARLSBERG AS-B	46	927.60	42,669.60	
	COLOPLAST-B	56	931.80	52,180.80	
	DANSKE BANK A/S	324	203.60	65,966.40	
	DEMANT A/S	43	344.40	14,809.20	
	DSV A/S	88	1,115.00	98,120.00	
	GENMAB A/S	31	2,082.00	64,542.00	

	NOVO NORDISK A/S-B	1,571	887.20	1,393,791.20	
	NOVONESIS(NOVOZYMES) B	96	408.90	39,254.40	
	ORSTED A/S	89	380.90	33,900.10	
	PANDORA A/S	43	1,122.00	48,246.00	
	ROCKWOOL INTL A/S-B SHS	4	2,222.00	8,888.00	
	TRYG A/S	169	140.55	23,752.95	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	486	200.65	97,515.90	
	デンマーククローネ 小計	3,049		2,010,841.55 (44,117,863)	
イスラエル シェケル	AZTRIELI GROUP LTD	20	270.00	5,400.00	
	BANK HAPOALIM BM	597	33.88	20,226.36	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	726	29.87	21,685.62	
	ELBIT SYSTEMS LTD	13	736.80	9,578.40	
	ICL GROUP LTD	366	19.68	7,202.88	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	581	18.47	10,731.07	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	73	134.60	9,825.80	
	NICE LTD	30	914.20	27,426.00	
	イスラエルシェケル 小計	2,406		112,076.13 (4,666,850)	
ユーロ	ADIDAS AG	76	200.25	15,219.00	
	ALLIANZ SE-REG	190	271.85	51,651.50	
	BASF SE	432	52.72	22,775.04	
	BAYER AG-REG	475	26.74	12,703.87	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	146	104.12	15,201.52	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	28	98.70	2,763.60	
	BECHTLE AG	38	47.50	1,805.00	
	BEIERSDORF AG	47	133.00	6,251.00	
	BRENNTAG SE	73	79.00	5,767.00	
	CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	19	118.25	2,246.75	
	COMMERZBANK AG	515	12.47	6,422.05	
	CONTINENTAL AG	52	66.32	3,448.64	
	COVESTRO AG	91	50.58	4,602.78	
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	257	46.54	11,960.78	
	DELIVERY HERO SE	81	26.98	2,185.38	
	DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	938	14.17	13,298.96	
	DEUTSCHE BOERSE AG	89	185.60	16,518.40	
	DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	289	7.06	2,042.07	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	1,568	21.85	34,268.64	
	DHL GROUP	476	39.75	18,921.00	
	DR ING HC F PORSCHE AG	54	93.52	5,050.08	
	E.ON SE	1,086	12.45	13,526.13	

EVONIK INDUSTRIES AG	112	17.95	2,010.96	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	97	34.61	3,357.17	
FRESENIUS SE & CO KGAA	199	24.75	4,925.25	
GEA GROUP AG	71	39.67	2,816.57	
HANNOVER RUECK SE	28	247.10	6,918.80	
HEIDELBERG MATERIALS AG	68	99.12	6,740.16	
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	84	72.08	6,054.72	
HENKEL AG&CO KGAA	49	65.72	3,220.28	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	632	31.21	19,727.88	
KNORR-BREMSE AG	34	69.78	2,372.52	
LEG IMMOBILIEN SE	35	78.00	2,730.00	
MERCEDES-BENZ GROUP AG	388	73.50	28,518.00	
MERCK KGAA	61	161.80	9,869.80	
MTU AERO ENGINES AG	25	230.00	5,750.00	
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	66	436.50	28,809.00	
NEMETSCHEK SE	27	89.94	2,428.38	
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	72	49.00	3,528.00	
PUMA SE	50	39.20	1,960.00	
RATIONAL AG	2	770.00	1,540.00	
RHEINMETALL AG	20	500.40	10,008.00	
RWE AG	302	31.15	9,407.30	
SAP SE	505	180.28	91,041.40	
SARTORIUS AG-VORZUG	11	381.70	4,198.70	
SCOUT24 SE	38	68.08	2,587.04	
SIEMENS AG-REG	368	175.40	64,547.20	
SIEMENS ENERGY AG	251	16.52	4,147.77	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	133	55.36	7,362.88	
SYMRISE AG	62	110.70	6,863.40	
TALANX AG	30	71.65	2,149.50	
VOLKSWAGEN AG	14	137.60	1,926.40	
VOLKSWAGEN AG-PREF	98	118.08	11,571.84	
VONOVIA SE	355	26.70	9,478.50	
ZALANDO SE	105	24.66	2,589.30	
AMPLIFON SPA	59	31.85	1,879.15	
ASSICURAZIONI GENERALI	490	23.20	11,368.00	
BANCO BPM SPA	583	6.02	3,514.32	
DIASORIN ITALIA SPA	12	88.18	1,058.16	
ENEL SPA	3,931	6.08	23,904.41	
ENI SPA	1,061	14.35	15,229.59	
FINECOBANK SPA	295	13.73	4,050.35	
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITALIANE SPA	158	10.54	1,665.32	

INTESA SANPAOLO	7,069	3.29	23,292.35	
LEONARDO SPA	195	22.36	4,360.20	
MEDIOBANCA SPA	246	13.40	3,296.40	
MONCLER SPA	96	68.16	6,543.36	
NEXI SPA	286	5.91	1,691.97	
POSTE ITALIANE SPA	221	11.44	2,528.24	
PRYSMIAN SPA	127	49.39	6,272.53	
RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	49	52.36	2,565.64	
SNAM SPA	975	4.36	4,252.95	
TELECOM ITALIA SPA	4,816	0.21	1,036.40	
TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONALE SPA	681	7.72	5,260.04	
UNICREDIT SPA	745	33.59	25,028.27	
ACCOR SA	87	42.67	3,712.29	
ADP	14	126.60	1,772.40	
AIR LIQUIDE SA	253	190.48	48,191.44	
ALSTOM	139	13.11	1,822.29	
AMUNDI SA	29	62.85	1,822.65	
ARKEMA	28	94.98	2,659.44	
AXA SA	868	34.48	29,928.64	
BIOMERIEUX	20	100.60	2,012.00	
BNP PARIBAS	508	62.80	31,902.40	
BOLLORE SE	344	6.19	2,129.36	
BOUYGUES SA	97	37.76	3,662.72	
BUREAU VERITAS SA	138	27.74	3,828.12	
CAPGEMINI SE	77	215.70	16,608.90	
CARREFOUR SA	277	16.06	4,450.00	
COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	224	70.87	15,874.88	
CREDIT AGRICOLE SA	514	13.40	6,887.60	
DANONE	311	59.57	18,526.27	
DASSAULT AVIATION SA	12	192.90	2,314.80	
DASSAULT SYSTEMES SE	324	41.64	13,491.36	
EDENRED	117	49.84	5,831.28	
EIFFAGE	39	103.80	4,048.20	
ENGIE	884	15.43	13,640.12	
ESSILORLUXOTTICA	143	208.70	29,844.10	
EURAZEO SE	20	80.90	1,618.00	
GETLINK SE	169	16.13	2,726.81	
HERMES INTERNATIONAL	15	2,386.00	35,790.00	
IPSEN	18	109.10	1,963.80	
KERING	35	358.05	12,531.75	
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	49	37.42	1,833.58	

LEGRAND SA	125	98.52	12,315.00	
L'OREAL	114	432.65	49,322.10	
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	130	828.60	107,718.00	
MICHELIN(CGDE)	328	35.45	11,627.60	
ORANGE	901	10.62	9,568.62	
PERNOD-RICARD SA	97	148.15	14,370.55	
PUBLICIS GROUPE	107	99.36	10,631.52	
REMY COINTREAU	11	92.36	1,015.96	
RENAULT SA	90	45.43	4,089.15	
REXEL SA	109	25.34	2,762.06	
SAFRAN SA	161	207.25	33,367.25	
SANOFI	550	88.65	48,757.50	
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	13	280.00	3,640.00	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	263	218.05	57,347.15	
SEB SA	12	115.70	1,388.40	
SOCIETE GENERALE SA	352	24.52	8,632.80	
SODEXO SA	42	78.68	3,304.56	
TELEPERFORMANCE	28	91.20	2,553.60	
THALES SA	50	157.20	7,860.00	
TOTALENERGIES SE	1,049	62.85	65,929.65	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	329	29.64	9,751.56	
VINCI SA	242	116.36	28,159.12	
VIVENDI	328	10.00	3,281.64	
WORLDLINE SA	112	10.75	1,204.00	
DSM-FIRMENICH AG	90	106.14	9,552.60	
AEGON LTD	702	5.53	3,882.06	
ABN AMRO BANK NV-CVA	229	15.34	3,512.86	
ADYEN NV	10	1,500.00	15,000.00	
AIRBUS SE	287	169.90	48,761.30	
AKZO NOBEL N.V.	85	66.58	5,659.30	
ARGENX SE	26	370.10	9,622.60	
ASM INTERNATIONAL NV	22	574.00	12,628.00	
ASML HOLDING NV	195	906.10	176,689.50	
ASR NEDERLAND NV	77	43.72	3,366.44	
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	37	147.25	5,448.25	
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	298	9.21	2,744.58	
EURONEXT NV	40	87.45	3,498.00	
EXOR NV	51	103.60	5,283.60	
FERRARI NV	59	401.50	23,688.50	
FERROVIAL SE	241	36.92	8,897.72	
HEINEKEN HOLDING NV	63	72.35	4,558.05	

HEINEKEN NV	139	86.38	12,006.82	
IMCD NV	27	167.60	4,525.20	
ING GROEP NV	1,606	14.65	23,537.53	
JDE PEET'S BV	47	20.44	960.68	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N.V.	470	27.32	12,842.75	
KONINKLIJKE KPN NV	1,615	3.37	5,442.55	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	380	18.58	7,060.40	
NN GROUP NV	130	41.67	5,417.10	
OCI NV	50	25.33	1,266.50	
PROSUS NV	704	27.74	19,528.96	
QIAGEN N.V.	103	39.98	4,118.45	
RANDSTAD NV	56	51.26	2,870.56	
STELLANTIS NV	1,070	26.93	28,820.45	
STMICROELECTRONICS NV	331	39.95	13,225.10	
UNIVERSAL MUSIC GROUP	396	27.47	10,878.12	
WOLTERS KLUWER	121	146.65	17,744.65	
ACCIONA SA	12	111.15	1,333.80	
ACS ACTIVIDADES DE CONSTRUCCION Y SERVIC	102	40.46	4,126.92	
AENA SME SA	35	180.10	6,303.50	
AMADEUS IT GROUP SA	218	59.30	12,927.40	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	2,821	10.90	30,748.90	
BANCO SANTANDER SA	7,822	4.36	34,154.76	
CAIXABANK SA	1,813	4.73	8,589.99	
CELLNEX TELECOM SA	222	33.48	7,432.56	
EDP RENOVAVEIS SA	149	12.95	1,929.55	
ENAGAS SA	117	13.42	1,570.14	
ENDESA S.A.	149	16.64	2,479.36	
GRIFOLS SA	140	7.91	1,107.96	
IBERDROLA SA	2,966	11.29	33,486.14	
INDUSTRIA DE DISEÑO TEXTIL	528	46.23	24,409.44	
REDEIA CORPORACION SA	191	15.97	3,050.27	
REPSOL SA	586	15.28	8,954.08	
TELEFONICA SA	2,353	3.96	9,339.05	
AGEAS	76	40.75	3,097.00	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	420	55.17	23,171.40	
D'IETEREN GROUP	12	202.00	2,424.00	
ELIA GROUP SA/NV	16	102.20	1,635.20	
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	47	69.32	3,258.04	
KBC GROUP NV	118	68.26	8,054.68	
LOTUS BAKERIES	1	8,850.00	8,850.00	

SOFINA	7	201.60	1,411.20	
SYENSO SA	35	86.70	3,034.50	
UCB SA	59	114.25	6,740.75	
UMICORE	98	21.00	2,058.00	
ERSTE GROUP BANK AG	162	40.24	6,518.88	
OMV AG	69	43.02	2,968.38	
VERBUND AG	32	68.05	2,177.60	
VOESTALPINE AG	55	25.92	1,425.60	
ARCELORMITTAL	248	24.99	6,198.76	
EUROFINS SCIENTIFIC	63	55.96	3,525.48	
TENARIS SA	228	18.26	4,163.28	
ELISA OYJ	67	42.63	2,856.21	
FORTUM OYJ	217	11.86	2,574.70	
KESKO OYJ-B SHS	128	17.32	2,217.60	
KONE OYJ-B	160	43.03	6,884.80	
METSO CORPORATION	321	11.07	3,553.47	
NESTE OYJ	205	24.68	5,059.40	
NOKIA OYJ	2,577	3.28	8,469.31	
NORDEA BANK ABP	1,541	10.43	16,072.63	
ORION OYJ-CLASS B	50	34.80	1,740.00	
SAMPO OYJ-A SHS	217	40.36	8,758.12	
STORA ENSO OYJ-R SHS	281	12.66	3,558.86	
UPM-KYMMENE OYJ	258	30.68	7,915.44	
WARTSILA OYJ ABP	229	14.35	3,286.15	
AIB GROUP PLC	756	4.48	3,392.92	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	511	9.09	4,644.99	
KERRY GROUP PLC-A	75	81.72	6,129.00	
KINGSPAN GROUP PLC	73	84.28	6,152.44	
SMURFIT KAPPA GROUP PLC	123	41.72	5,131.56	
EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL SA	1,518	3.60	5,467.83	
GALP ENERGIA SGPS SA	219	15.06	3,298.14	
JERONIMO MARTINS	133	18.68	2,484.44	
ユーロ 小計	86,189		2,513,950.31 (411,282,270)	
合 計	540,403		4,347,282,536 (4,347,282,536)	

②株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES	80	10,042.40	

		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	157	5,703.81	
		AMERICAN TOWER CORP	225	43,377.75	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	234	4,670.64	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	66	12,089.22	
		BOSTON PROPERTIES INC	70	4,428.90	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	48	4,714.56	
		CROWN CASTLE INC	210	21,588.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	141	19,529.91	
		EQUINIX INC	43	34,441.71	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	83	5,367.61	
		EQUITY RESIDENTIAL	169	10,506.73	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	30	7,259.70	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	102	14,418.72	
		GARMING AND LEISURE PROPERTIES INC.	127	5,727.70	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC.	342	5,998.68	
		HOST HOTELS AND RESORTS INC	344	7,172.40	
		INVITATION HOMES INC	296	10,238.64	
		IRON MOUNTAIN INC	137	10,886.02	
		KIMCO REALTY CORP	326	6,223.34	
		MID-AMERICA APARTMENT COMMUNITIES INC	54	7,065.90	
		PROLOGIS INC	447	57,493.14	
		PUBLIC STORAGE	74	20,673.38	
		REALTY INCOME CORP	400	20,832.00	
		REGENCY CENTERS CORP	80	4,747.20	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	51	10,988.97	
		SIMON PROPERTY	154	23,386.44	
		SUN COMMUNITIES INC	58	7,458.22	
		UDR INC	153	5,685.48	
		VENTAS INC	194	8,411.84	
		VICI PROPERTIES INC	500	14,410.00	
		WELLTOWER INC	267	24,585.36	
		WEYERHAEUSER CO	354	12,605.94	
		WP CAREY INC	98	5,484.08	
米ドル 小計			6,114	468,214.39 (70,901,705)	
カナダドル	投資証券	CAN APARTMENT PROP REAL ESTATE	40	1,887.60	
		RIOCAN REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	71	1,303.56	
カナダドル 小計			111	3,191.16 (354,920)	

オーストラリアドル	投資証券	DEXUS/AU	520	4,014.40	
		GOODMAN GROUP	820	26,281.00	
		GPT GROUP	927	4,171.50	
		MIRVAC GROUP	1,909	4,257.07	
		SCENTRE GROUP	2,498	8,468.22	
		STOCKLAND	1,155	5,520.90	
		VICINITY CENTRES	1,872	3,931.20	
オーストラリアドル 小計			9,701	56,644.29 (5,587,392)	
英ポンド	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	341	2,219.91	
		SEGRO PLC	568	5,100.64	
英ポンド 小計			909	7,320.55 (1,396,102)	
香港ドル	投資証券	LINK REIT	1,200	41,640.00	
香港ドル 小計			1,200	41,640.00 (806,150)	
シンガポールドル	投資証券	CAPITALAND ASCENDAS REIT	1,600	4,384.00	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	2,500	4,925.00	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	1,600	2,336.00	
		MAPLETREE PAN ASIA COM TRUST	1,100	1,397.00	
シンガポールドル 小計			6,800	13,042.00 (1,463,312)	
ユーロ	投資証券	COVIVIO	22	1,003.20	
		GECINA SA	22	2,041.60	
		KLEPIERRE	101	2,373.50	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	55	4,049.10	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	77	1,986.60	
ユーロ 小計			277	11,454.00 (1,873,874)	
合 計			25,112	82,383,455 (82,383,455)	

(注1)投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注2)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注4)外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 589銘柄	72.2%	—	74.2%
	投資証券 34銘柄	—	1.6%	1.6%
カナダドル	株式 85銘柄	3.2%	—	3.2%
	投資証券 2銘柄	—	0.0%	0.0%
オーストラリアドル	株式 51銘柄	1.8%	—	1.9%
	投資証券 7銘柄	—	0.1%	0.1%
英ポンド	株式 81銘柄	3.9%	—	4.0%
	投資証券 2銘柄	—	0.0%	0.0%
スイスフラン	株式 44銘柄	2.5%	—	2.6%
香港ドル	株式 26銘柄	0.5%	—	0.5%
	投資証券 1銘柄	—	0.0%	0.0%
シンガポールドル	株式 15銘柄	0.3%	—	0.3%
	投資証券 4銘柄	—	0.0%	0.0%
ニュージーランドドル	株式 6銘柄	0.0%	—	0.1%
スウェーデンクローネ	株式 42銘柄	0.8%	—	0.9%
ノルウェークローネ	株式 12銘柄	0.2%	—	0.2%
デンマーククローネ	株式 15銘柄	1.0%	—	1.0%
イスラエルシェケル	株式 8銘柄	0.1%	—	0.1%
ユーロ	株式 217銘柄	9.0%	—	9.3%
	投資証券 5銘柄	—	0.0%	0.0%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「（2）注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に開示しておりますので、記載を省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

NZAM・ベータ 先進国株式

(2024年 4月30日現在)

I 資産総額	4,534,768,569円
II 負債総額	1,012,875円
III 純資産総額（I－II）	4,533,755,694円
IV 発行済口数	3,026,279,930口
V 1万口当たり純資産額（III／IV）	14,981円

（参考）

先進国株式インデックス・マザーファンド

純資産額計算書

(2024年 4月30日現在)

I 資産総額	4,740,907,826円
II 負債総額	101,992,589円
III 純資産総額（I－II）	4,638,915,237円
IV 発行済口数	3,088,214,201口
V 1万口当たり純資産額（III／IV）	15,021円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換手続き

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権であり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（4）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（5）受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

（7）質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2024年4月30日現在）

1,466百万円

発行する株式の総数：92,330株（普通株式92,328株、A種優先株式1株、B種優先株式1株）

発行済株式総数：29,330株（普通株式29,328株、A種優先株式1株、B種優先株式1株）

最近5年間における資本金の額の増減

- ・2021年9月3日に普通株式9,072株を消却、またA種優先株式1株およびB種優先株式1株を発行し2円増資。2021年9月8日に1,953,600,000円減資（資本金1,466百万円）

（注）A種優先株式およびB種優先株式は議決権を有しません。

（2）委託会社等の機構

a. 委託会社等の機構（委託会社等の意思決定機構）

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長1名を置くとともに、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。また取締役の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集します。また、取締役会長が取締役会の議長となります。取締役会長に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

b. 運用プロセス（投資運用の意思決定機構）

① 運用に関する会議等

1. 投資戦略委員会

原則として月1回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

2. 資産ポートフォリオ委員会

原則として月1回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク配分を決定します。

3. 銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

4. 運用リスク管理会議

原則として月1回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況ならびに、コンプライアンス委員会において報告される事項を除く、法令、協会ルール、信託約款、契約細則等の遵守状況の検証および、運用計画と実績の検証結果について報告・審議を行います。

5. コンプライアンス委員会

原則として年4回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況など運用の適切性確保に関する遵守状況の報告・審議を行います。

② 運用の流れ

1. 運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

2. 運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

3. 運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議やコンプライアンス委員会による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

2024年4月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

種類別（基本的性格）	本数	純資産総額
株式投資信託	252本	3,728,200百万円
公社債投資信託	67本	263,456百万円
合計	319本	3,991,657百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により、作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）、並びに同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	※ 1		3,147,271		18,266,544
分別金信託			100,000		100,000
有価証券			33,575		—
1年内償還予定のその他の関係 会社有価証券			1,000,000		1,000,000
立替金	※ 1		40,418,740		—
前払費用			296,359		344,367
未収委託者報酬			2,043,613		1,872,978
未収運用受託報酬	※ 1		2,409,291		2,021,600
未収投資助言報酬	※ 1		616,280		982,868
未収収益			365		188
その他			62,975		42,838
流動資産計			50,128,473		24,631,387
固定資産					
有形固定資産			208,271		812,781
建物	※ 2	104,560		578,104	
器具備品	※ 2	95,075		234,676	
建設仮勘定		8,635		—	
無形固定資産			6,269		5,599
商標権		3,875		3,205	
電話加入権等		2,394		2,394	
投資その他の資産			2,334,916		1,663,601
投資有価証券		654,731		645,029	
その他の関係会社有価証券		1,000,000		—	
長期差入保証金		284,060		493,713	
長期前払費用		2,572		6,563	
会員権		6,700		6,700	
繰延税金資産		386,850		511,594	
固定資産計			2,549,457		2,481,982
資産合計			52,677,930		27,113,369

		前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
流動負債	※ 1				
借入金			28,400,000		—
預り金			913,572		1,060,990
未払金			1,425,372		1,327,197
未払収益分配金		13		13	
未払償還金		3,132		3,132	
未払手数料		316,788		331,839	
未払運用委託料		1,098,003		982,867	
その他未払金		7,434		9,343	
未払費用			200,231		260,450
未払法人税等			2,889,055		2,638,545
未払消費税等			1,144,493		572,179
賞与引当金			332,279		390,393
流動負債計			35,305,006		6,249,758
固定負債					
退職給付引当金			240,550		284,250
役員退任慰労引当金			17,500		18,800
固定負債計			258,050		303,050
負債合計			35,563,056		6,552,808
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			1,466,400		1,466,400
利益剰余金					
利益準備金		74,040		366,600	
その他利益剰余金		15,502,635		18,665,225	
別途積立金		8,538,121		8,538,121	
繰越利益剰余金		6,964,514		10,127,103	
利益剰余金計			15,576,675		19,031,825
株主資本計			17,043,075		20,498,225
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			71,798		62,336
評価・換算差額等計			71,798		62,336
純資産合計			17,114,873		20,560,561
負債純資産合計			52,677,930		27,113,369

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益	※ 1				
委託者報酬			8,662,282		8,014,624
運用受託報酬			6,906,006		7,559,541
投資助言報酬			5,021,561		9,671,667
その他営業収益			—		—
営業収益計			20,589,849		25,245,832
営業費用					
支払手数料			1,284,554		1,267,282
広告宣伝費			25,851		32,905
調査費			936,533		1,227,550
調査費		908,553		1,180,041	
委託調査費		24,638		44,166	
図書費		3,341		3,343	
委託計算費			406,318		403,233
外部運用委託料			3,652,958		3,997,416
営業雑経費			141,882		177,368
通信費		42,916		59,900	
印刷費		59,864		65,113	
協会費		12,773		19,108	
諸会費		2,180		2,252	
その他営業雑経費		24,146		30,993	
営業費用計			6,448,099		7,105,757
一般管理費					
給料			2,314,181		2,680,109
役員報酬		118,226		104,475	
役員賞与		250		—	
給料・手当		1,524,985		1,803,065	
賞与		328,639		373,174	
賞与引当金繰入額		332,279		390,393	
役員退任慰労引当金繰入額		9,800		9,000	
福利厚生費			281,385		336,941
交際費			3,101		14,008
旅費交通費			4,757		60,965
租税公課			181,041		219,965
不動産賃借料			235,876		271,157
役員退任慰労金			3,300		700
退職給付費用			74,445		96,457
固定資産減価償却費			104,378		154,811
資産除去債務（履行差額）			—		128,053
業務委託費			705,179		771,484
諸経費			275,839		381,294
一般管理費計			4,183,487		5,115,950
営業利益			9,958,262		13,024,124

		前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
営業外収益					
受取配当金			20,755		24,564
有価証券利息	※ 1		1,962		1,358
受取利息			88		90
投資有価証券売却益			71,904		8,036
投資有価証券償還益			173		618
その他			165		92
営業外収益計			95,048		34,760
営業外費用					
支払利息	※ 1		8,210		373
投資有価証券売却損			62,414		—
投資有価証券償還損			5,994		2,105
その他			403		10,042
営業外費用計			77,022		12,521
經常利益			9,976,288		13,046,364
特別損失					
固定資産除却損	※ 2		102		25,679
特別損失計			102		25,679
税引前当期純利益			9,976,186		13,020,684
法人税、住民税及び事業税			3,197,366		4,114,491
法人税等調整額			△ 185,695		△ 120,567
法人税等合計			3,011,671		3,993,923
当期純利益			6,964,514		9,026,760

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月 1 日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	繰越利益 剰余金	
別途積立金								
当期首残高	3,420,000	1,500,000	—	1,500,000	74,040	11,205,000	1,997,783	13,276,823
当期変動額								
新株の発行	0							
資本金から剰余金 への振替	△1,953,600		1,953,600	1,953,600				
準備金から剰余金 への振替		△1,500,000	1,500,000	—				
剰余金の配当							△1,512,732	△1,512,732
利益準備金の積立								
別途積立金の積立						400,000	△400,000	—
別途積立金の取崩						△3,066,878	3,066,878	—
当期純利益							6,964,514	6,964,514
自己株式の取得								
自己株式の消却			△6,605,530	△6,605,530				
利益剰余金から資本 剰余金への振替			3,151,930	3,151,930			△3,151,930	△3,151,930
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	△1,953,599	△1,500,000	—	△1,500,000	—	△2,666,878	4,966,731	2,299,852
当期末残高	1,466,400	—	—	—	74,040	8,538,121	6,964,514	15,576,675

(単位：千円)

項目	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	—	18,196,823	64,701	64,701	18,261,524
当期変動額					
新株の発行		0			0
資本金から剰余金 への振替					—
準備金から剰余金 への振替					—
剰余金の配当		△1,512,732			△1,512,732
利益準備金の積立					—
別途積立金の積立		—			—
別途積立金の取崩		—			—
当期純利益		6,964,514			6,964,514
自己株式の取得	△6,605,530	△6,605,530			△6,605,530
自己株式の消却	6,605,530	—			—
利益剰余金から資本 剰余金への振替		—			—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			7,096	7,096	7,096
当期変動額合計	—	△1,153,747	7,096	7,096	△1,146,650
当期末残高	—	17,043,075	71,798	71,798	17,114,873

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	1,466,400	—	—	—	74,040	8,538,121	6,964,514	15,576,675
当期変動額								
新株の発行								
資本金から剰余金 への振替								
準備金から剰余金 への振替								
剰余金の配当							△5,571,611	△5,571,611
利益準備金の積立					292,560		△292,560	—
別途積立金の積立								
別途積立金の取崩								
当期純利益							9,026,760	9,026,760
自己株式の取得								
自己株式の消却								
利益剰余金から資本 剰余金への振替								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	292,560	—	3,162,589	3,455,149
当期末残高	1,466,400	—	—	—	366,600	8,538,121	10,127,103	19,031,825

(単位：千円)

項目	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	—	17,043,075	71,798	71,798	17,114,873
当期変動額					
新株の発行					—
資本金から剰余金 への振替					—
準備金から剰余金 への振替					—
剰余金の配当		△ 5,571,611			△ 5,571,611
利益準備金の積立		—			—
別途積立金の積立					—
別途積立金の取崩					—
当期純利益		9,026,760			9,026,760
自己株式の取得					—
自己株式の消却					—
利益剰余金から資本 剰余金への振替					—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△ 9,461	△ 9,461	△ 9,461
当期変動額合計	—	3,455,149	△ 9,461	△ 9,461	3,445,687
当期末残高	—	20,498,225	62,336	62,336	20,560,561

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）を採用しております。
- (2) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。
市場価格のない株式等
総平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 1～50年
器具備品 3～15年
- (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
商標権 10年

3. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (3) 役員退任慰労引当金
役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

表示方法の変更

（貸借対照表）

前事業年度において、「流動負債」の「未払手数料」に含めて表示していた「未払運用委託料」は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法を変更するため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「未払手数料」に表示していた1,414,791千円は、「未払手数料」316,788千円、「未払運用委託料」1,098,003千円として組み替えております。

（損益計算書）

前事業年度において、「営業費用」の「委託調査費」に含めて表示していた「外部運用委託料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、独立掲記することとしました。この表示方法を変更するため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業費用」の「委託調査費」に表示していた3,677,597千円は、「外部運用委託料」3,652,958千円、「委託調査費」24,638千円として組み替えております。

会計上の見積りの変更に関する注記

当社は、2021年6月25日開催の取締役会、2022年6月27日開催の取締役会において、本社および事務所の移転に関する決議をいたしました。これにより、本社および事務所の移転に伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、移転予定日までの期間で減価償却が完了するように耐用年数を変更しております。なお、この変更による、当事業年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への金額の影響は軽微なものであります。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
※ 1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。 預金 2,982,931千円 立替金 40,418,740千円 未収運用受託報酬 2,222,326千円 未収投資助言報酬 616,280千円 借入金 28,400,000千円	※ 1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。 預金 18,065,313千円 立替金 一千円 未収運用受託報酬 1,548,805千円 未収投資助言報酬 894,529千円 借入金 一千円
※ 2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 131,712千円 器具備品 150,993千円 合計 282,706千円	※ 2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 239,244千円 器具備品 148,081千円 合計 387,326千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 営業収益 11,067,606千円 支払利息 8,210千円	※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 営業収益 15,413,517千円 支払利息 186千円
※ 2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 102千円	※ 2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 25,679千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式（株）	38,400	—	9,072	29,328
A種種類株式（株）	15,000	—	15,000	—
A種優先株式（株）	—	1	—	1
B種優先株式（株）	—	1	—	1
合計（株）	53,400	2	24,072	29,330
自己株式				
普通株式（株）	—	9,072	9,072	—
A種種類株式（株）	—	15,000	15,000	—
合計（株）	—	24,072	24,072	—

(注) 1 普通株式の発行済株式数の減少9,072株は2021年9月3日に普通株式9,072株を自己株式として取得し、同日取得株数全株を消却したことによるものです。

2 A種種類株式の発行済株式数の減少15,000株は2021年7月27日にA種種類株式15,000株を自己株式として取得し、同日取得株数全株を消却したことによるものです。

3 A種優先株式1株の増加及びB種優先株式1株の増加は、いずれも2021年9月3日に新規発行したことによるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	680,832	17,730	2021年3月31日	2021年6月28日
	A種種類株式	831,900	55,460	2021年3月31日	2021年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (千 円)	基 準 日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	A種優先株式	4,916,947	利益剰余金	4,916,947	2022年3月31日	2022年6月28日
	B種優先株式	654,664	利益剰余金	654,664	2022年3月31日	2022年6月28日

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式（株）	29,328	—	—	29,328
A種種類株式（株）	—	—	—	—
A種優先株式（株）	1	—	—	1
B種優先株式（株）	1	—	—	1
合計（株）	29,330	—	—	29,330
自己株式				
普通株式（株）	—	—	—	—
A種種類株式（株）	—	—	—	—
合計（株）	—	—	—	—

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（千円）	基 準 日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	A種優先株式	4,916,947	4,916,947	2022年3月31日	2022年6月28日
	B種優先株式	654,664	654,664	2022年3月31日	2022年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（千 円）	基 準 日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	A種優先株式	6,401,056	利益剰余金	6,401,056	2023年3月31日	2023年6月27日
	B種優先株式	820,352	利益剰余金	820,352	2023年3月31日	2023年6月27日

(リース取引関係)

前事業年度 2022年3月31日	当事業年度 2023年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。また、金融債での運用については、毎月時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券（*1）	686,620	686,620	—
(2)その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券（*2）	2,000,000	2,001,350	1,350
資産計	2,686,620	2,687,970	1,350

（*）「現金及び預金」、「立替金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。「借入金」については、短期借入金であり、短期間で返済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*1）市場価格のない株式等は、「（1）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

（*2）1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券（*1）	643,342	643,342	—
(2)その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券（*2）	1,000,000	999,925	△75
資産計	1,643,342	1,643,267	△75

（*）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*1）市場価格のない株式等は、「（1）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

（*2）1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

3. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当事業年度におけるレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	—	643,342	—	643,342
資産計	—	643,342	—	643,342

(2) 時価で貸借対照表計上に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の関係会社有価証券				
満期保有目的の債券				
その他の関係会社社債	—	999,925	—	999,925
資産計	—	999,925	—	999,925

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

当社の保有している投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、投資信託の時価は、基準価額によっております。

その他の関係会社社債

当社の保有しているその他の関係会社社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、その他の関係会社社債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

4. 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2022年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	3,147,271	—	—	—
立替金	40,418,740	—	—	—
未収委託者報酬	2,043,613	—	—	—
未収運用受託報酬	2,409,291	—	—	—
未収投資助言報酬	616,280	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期 のあるもの	33,575	85,544	89,763	15,952
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	1,000,000	1,000,000	—	—
合計	49,668,772	1,085,544	89,763	15,952

当事業年度(2023年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	18,266,544	—	—	—
未収委託者報酬	1,872,978	—	—	—
未収運用受託報酬	2,021,600	—	—	—
未収投資助言報酬	982,868	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期 のあるもの	—	—	105,317	55,660
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	1,000,000	—	—	—
合計	24,143,992	—	105,317	55,660

5. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の返済日後の返済予定

前事業年度（2022年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	28,400,000	—	—	—	—	—
合計	28,400,000	—	—	—	—	—

当事業年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	1,750,000	1,751,350	1,350
	小計	1,750,000	1,751,350	1,350
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	250,000	250,000	—
	小計	250,000	250,000	—
合計		2,000,000	2,001,350	1,350

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	1,000,000	999,925	△75
	小計	1,000,000	999,925	△75
合計		1,000,000	999,925	△75

2. その他有価証券

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	530,192	410,805	119,387
	小計	530,192	410,805	119,387
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	156,427	172,330	△15,902
	小計	156,427	172,330	△15,902
合計		686,620	583,135	103,485

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	524,473	410,805	113,668
	小計	524,473	410,805	113,668
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	118,869	142,690	△23,820
	小計	118,869	142,690	△23,820
合計		643,342	553,495	89,847

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	488,800	71,904	62,414
合計	488,800	71,904	62,414

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	54,000	8,036	—
合計	54,000	8,036	—

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります。）を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 （単位：千円）

	前事業年度 （自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）	当事業年度 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）
退職給付引当金の期首残高	232,053	240,550
退職給付費用	36,120	45,110
退職給付の支払額	27,623	1,410
退職給付引当金の期末残高	240,550	284,250

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表（単位：千円）

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	240,550	284,250
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	240,550	284,250
退職給付引当金	240,550	284,250
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	240,550	284,250

(3) 退職給付費用（単位：千円）

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	36,120	45,110

(税効果会計関係)

(単位：千円)

前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 ソフトウェア償却超過額 67,930 敷金償却否認 22,696 本社移転費用否認 — 会員権評価損否認 2,591 電話加入権評価損 1,395 賞与引当金 101,744 役員退任慰労引当金 5,358 退職給付引当金 73,656 その他有価証券評価差額金 4,869 未払事業税 139,109 その他 4,056 繰延税金資産小計 423,407 評価性引当額 — 繰延税金資産合計 423,407 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 △36,556 繰延税金負債合計 △36,556 繰延税金資産の純額 386,850	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 ソフトウェア償却超過額 78,112 敷金償却否認 30,554 本社移転費用否認 74,687 会員権評価損否認 2,591 電話加入権評価損 1,395 賞与引当金 119,538 役員退任慰労引当金 5,756 退職給付引当金 87,037 その他有価証券評価差額金 7,293 未払事業税 127,691 その他 11,741 繰延税金資産小計 546,399 評価性引当額 — 繰延税金資産合計 546,399 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 △34,805 繰延税金負債合計 △34,805 繰延税金資産の純額 511,594
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。 当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。	本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。 当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。

（収益認識に関する注記）

当社は、投資運用業により委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。

1. 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
2. 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
3. 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた投資助言報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

当事業年度の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は損益計算書記載の通りです。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
19,756,670	833,179	20,589,849

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	12,204,592	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	2,340,426	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
23,537,958	1,707,874	25,245,832

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	16,103,493	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	2,486,311	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接 66.66%	当社投資信託の購入・募集・販売の取扱、投資一任契約等の締結、投資助言契約の締結、役員の兼任	資金の借入に係る利息の支払(注1)	8,210	短期借入金	28,400,000
							運用受託報酬の受取(注2)	6,045,161	未収投資一任報酬	2,221,441
							投資助言報酬の受取(注2)	5,021,561	未収投資助言報酬	616,280
その他の関連会社	全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区	756,537	金融業	被所有 直接 33.34%	当社投資信託の購入・募集・販売の取扱、役員の兼任	自己株式の取得(注3)	3,605,530	—	—
							投資信託購入の立替(注4)	—	立替金追加設定	40,418,740

(注1) 資金の借入については、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

(注2) 取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注3) 自己株式の取得は、2021年3月31日に親会社との間で締結された株主間契約にもとづく取得価格により、2021年8月17日開催の当社株主総会の決定を経て、行われております。

(注4) 投資信託購入のための一時的な立替を行っています。取引条件については、当社と関連を有しない、他の取引先と同様の条件によっております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	農中信託銀行株式会社	東京都千代田区	20,000	金融業	—	当社投資信託の運用助言	自己株式の取得(注)	3,000,000	—	—

(注) 自己株式取得については、2021年7月28日開催の当社取締役会での決定を経て、当社定款に定められた金額、方法により行われております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接 66.66%	当社投資信託の購入・募集・販売の取扱、投資一任契約等の締結、投資助言契約の締結 役員の兼任	運用受託報酬の受取(注1)	5,822,158	未収投資一任報酬	1,548,805
							投資助言報酬の受取(注1)	9,591,359	未収投資助言報酬	894,529

(注1) 取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	346,097円90銭	345,775円28銭
1株当たり当期純利益金額	－銭	－銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
純資産の部の合計額（千円）	17,114,873	20,560,561
純資産の部の合計額から控除する金額 （千円）	6,964,514	10,419,663
（うちA種優先株式優先配当額・B種 優先株式優先配当額）	(6,964,514)	(9,026,760)
（うちA種優先株式未分配配当額・B 種優先株式未分配配当額）	(－)	(1,392,902)
普通株式に係る期末の純資産額 （千円）	10,150,359	10,140,897
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数（株）	29,328	29,328

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
当期純利益金額（千円）	6,964,514	9,026,760
普通株主に帰属しない金額（千円）	6,964,514	9,026,760
（うちA種優先株式優先配当額・B種 優先株式優先配当額）	(6,964,514)	(9,026,760)
普通株式に係る当期純利益金額 （千円）	－	－
普通株式の期中平均株式数（株）	33,180	29,328

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第31期中間会計期間 (2023年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		11,560,377
分別金信託		584,750
1年内償還予定のその他の 関係会社有価証券		500,000
前払費用		399,061
未収委託者報酬		1,919,635
未収運用受託報酬		2,074,508
未収投資助言報酬		6,362,286
未収収益		93
その他		58,138
流動資産計		23,458,853
固定資産		
有形固定資産	※1	787,870
建物		571,545
器具備品		216,324
無形固定資産		5,264
投資その他の資産		1,408,638
投資有価証券		660,761
長期差入保証金		349,287
長期前払費用		8,471
会員権		6,700
繰延税金資産		383,418
固定資産計		2,201,773
資産合計		25,660,626

		第31期中間会計期間 (2023年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
(負債の部)		
流動負債		
預り金		2,523,844
未払金		837,819
未払運用委託料		1,184,482
未払費用		299,904
未払法人税等		1,952,287
未払消費税等		267,480
賞与引当金		424,194
流動負債計		7,490,014
固定負債		
退職給付引当金		307,573
役員退任慰労引当金		23,800
固定負債計		331,373
負債合計		7,821,387
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		1,466,400
利益剰余金		
利益準備金		366,600
その他利益剰余金		15,914,534
別途積立金		8,538,121
繰越利益剰余金		7,376,412
利益剰余金計		16,281,134
株主資本計		17,747,534
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		91,705
評価・換算差額等計		91,705
純資産合計		17,839,239
負債純資産合計		25,660,626

(2) 中間損益計算書

		第31期中間会計期間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
営業収益		
委託者報酬		3,992,503
運用受託報酬		3,744,396
投資助言報酬		4,970,688
営業収益計		12,707,588
営業費用		
外部運用委託料		1,969,393
支払手数料		666,400
その他		1,002,286
営業費用計		3,638,079
一般管理費	※1	2,638,354
営業利益		6,431,154
営業外収益	※2	34,773
営業外費用		0
経常利益		6,465,927
特別損失	※3	16,876
税引前中間純利益		6,449,050
法人税、住民税及び事業税		1,863,117
法人税等調整額		115,214
法人税等合計		1,978,332
中間純利益		4,470,717

(3) 中間株主資本等変動計算書

第31期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

項目	株主資本					株主資本合計
	資本金	利益剰余金			利益剰余金 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金			
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,466,400	366,600	8,538,121	10,127,103	19,031,825	20,498,225
当中間期変動額						
剰余金の配当				△ 7,221,408	△ 7,221,408	△ 7,221,408
利益準備金の積立						
中間純利益				4,470,717	4,470,717	4,470,717
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)						
当中間期変動額合計	—	—	—	△ 2,750,690	△ 2,750,690	△ 2,750,690
当中間期末残高	1,466,400	366,600	8,538,121	7,376,412	16,281,134	17,747,534

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	62,336	62,336	20,560,561
当中間期変動額			
剰余金の配当			△ 7,221,408
利益準備金の積立			—
中間純利益			4,470,717
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	29,368	29,368	29,368
当中間期変動額合計	29,368	29,368	△ 2,721,322
当中間期末残高	91,705	91,705	17,839,239

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～50年

器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

4. 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第31期中間会計期間 (2023年9月30日)	
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額	188,639千円

（中間損益計算書関係）

第31期中間会計期間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日)	
※ 1 減価償却実施額	
有形固定資産	51,208千円
無形固定資産	335千円
※ 2 営業外収益の主要項目	
受取配当金	33,384千円
有価証券利息	327千円
受取利息	60千円
投資信託売却益	164千円
※ 3 特別損失の主要項目	
固定資産除却損	737千円
有価証券評価損	16,139千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第31期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間 増加	当中間会計期間 減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式（株）	29,328	—	—	29,328
A種優先株式（株）	1	—	—	1
B種優先株式（株）	1	—	—	1
合計（株）	29,330	—	—	29,330

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額（千円）	基 準 日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	A種優先株式	6,401,056	6,401,056	2023年3月31日	2023年6月27日
	B種優先株式	820,352	820,352	2023年3月31日	2023年6月27日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間（2023年9月30日）

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券（*1）	659,074	659,074	—
(2)その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券(*2)	500,000	500,050	50
資産計	1,159,074	1,159,124	50

(*) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「預り金」、「未払運用委託料」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*1) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は1,687千円であります。

(*2) 1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当中間会計期間におけるレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（2023年9月30日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	—	659,074	—	659,074
資産計	—	659,074	—	659,074

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（2023年9月30日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
その他の関係会社有価証券				
満期保有目的の債券				
その他の関係会社社債	—	500,050	—	500,050
資産計	—	500,050	—	500,050

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

当社の保有している投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。なお、投資信託の時価は、基準価額によっております。

その他の関係会社社債

当社の保有しているその他の関係会社社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。なお、その他の関係会社社債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

当中間会計期間（2023年9月30日）

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	500,000	500,050	50
	小計	500,000	500,050	50
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		500,000	500,050	50

2. その他有価証券

当中間会計期間（2023年9月30日）

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	551,764	400,805	150,959
	小計	551,764	400,805	150,959
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	107,309	126,091	△18,781
	小計	107,309	126,091	△18,781
合計		659,074	526,896	132,177

(注) 時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間会計期間末の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当中間会計期間において、有価証券について16,139千円（その他有価証券16,139千円）減損処理を行っております。

なお、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

（デリバティブ取引関係）

第31期中間会計期間（2023年9月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第31期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

当社は、不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。

当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用として計上しております。

（収益認識に関する注記）

当社は、投資運用業により委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。

1. 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
 2. 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
 3. 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた投資助言報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって年1回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
- 当中間会計期間の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は中間損益計算書記載の通りです。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第31期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第31期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は中間損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
11,189,289	1,518,298	12,707,588

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	7,384,733	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	1,231,229	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第31期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第31期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

第31期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第31期中間会計期間 (2023年9月30日)
1株当たり純資産額	346,776円67銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額（千円）	17,839,239
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	7,668,972
（うちA種優先株式優先配当予定額・B種優先株式優先配当予定額）（千円）	(4,470,717)
（うちA種優先株式未分配配当額・B種優先株式未分配配当額）（千円）	(3,198,255)
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	10,170,266
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数（株）	29,328

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第31期中間会計期間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	一銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額（千円）	4,470,717
普通株主に帰属しない金額（千円）	4,470,717
（うちA種優先株式優先配当予定額・B種優先株式優先配当予定額）（千円）	(4,470,717)
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	—
普通株式の期中平均株式数（株）	29,328

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- （１）定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について
該当事項はありません。

- （２）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託者

① 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

② 資本金の額（2023年3月末日現在）

324,279百万円

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概況>

① 名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

② 資本金の額（2023年3月末日現在）

10,000百万円

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

①名称	②資本金の額(単位：百万円) (2023年3月末日現在)	③事業の内容
株式会社SBI証券	48,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495	
マネックス証券株式会社	12,200	
松井証券株式会社	11,945	
auカブコム証券株式会社	7,196	

2【関係業務の概要】

（1）受託者

当証券投資信託契約の受託者として、委託者との信託契約の締結、信託財産の保管・管理・計算業務を行います。

なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

（2）販売会社

当証券投資信託の販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売、目論見書および運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

ありません。

第3【その他】

（1）目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

- ①金融商品取引法の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- ②交付目論見書または請求目論見書である旨を記載することがあります。
- ③委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。
- ④詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。
 - ・委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
 - ・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
- ⑤使用開始日を記載することがあります。
- ⑥届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
 - ・届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - ・届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
- ⑦次の事項を記載することがあります。
 - ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
 - ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投信法に基づき事前に投資者の意向を確認する旨
 - ・投資信託は預貯金や保険契約と異なり、預金（貯金）保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨
 - ・投資信託は元本が保証されているものではなく、投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様に負っていただく旨
 - ・登録金融機関の販売の場合には、投資者保護基金の対象とはならない旨
 - ・課税上の取扱いに関する事項
- ⑧委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。
- ⑨ファンドの形態等を記載することがあります。
- ⑩図案を採用することがあります。

（2）目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

（3）交付目論見書にクーリング・オフに関する事項を記載することがあります。

（4）目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載される場合があります。

（5）請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

2023年6月16日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 細野 和也
公認会計士 長尾 充洋

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月5日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山口 健 志
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 孝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNZAM・ベータ 先進国株式の2023年3月28日から2024年3月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NZAM・ベータ 先進国株式の2024年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月12日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 長尾 充 洋

公認会計士 佐久間 啓

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第31期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。